

◆出席委員(14人)

1番	佐藤	克成
2番	中田	利昭
3番	小笠原	美保子
4番	水上	雅廣
5番	谷口	敬信
6番	上ヶ吹	豊孝
7番	森	要
8番	井端	浩二
9番	澤	史朗
10番	住田	清美
11番	前川	文博
12番	野村	勝憲
13番	籠山	恵美子
14番	高原	邦子

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都竹	淳也
副市長	湯之下	明宏
総務部長	谷尻	孝之
総務部次長兼総務課長	洞口	廣之
危機管理監	高見	友康
財政課長	上畑	浩司
管財課長	砂田	健太郎
税務課長	竹原	尚司
税務課長補佐兼市民税係長	吉本	法
危機管理課危機管理係長	吉川	慶
総務課行政係長	廣元	久之
総務課人事給与係長	田中	裕子
総務課情報システム係長	松井	洋子
管財課施設管理係長	澤田	充弘
企画部長	森田	雄一郎
総合政策課長	田中	義也
総合政策課ふるさと応援係長	土田	憲司
総合政策課長補佐兼政策企画係長	下通	剛
総合政策課秘書室長	横山	理恵
総合政策課長補佐兼広報プロモーション係長	土田	治昭
市民福祉部長	藤井	弘史
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都竹	信也
市民福祉部次長兼市民保健課長	大上	雅人

地域包括ケア課長	佐藤博文
子育て応援課長	今村安志
地域生活安心支援センター長兼基幹相談支援係長	青木陽子
保健センター長	小洞尚子
市民保健課長補佐兼市民係長	川上聡子
市民保健課長補佐兼保険年金係長	板屋和幸
市民保健課長補佐兼健康推進係長	後藤和宏
子育て応援課長補佐兼保育園係長	清水浩美
総合福祉課障がい福祉係長	籠戸重明
地域包括ケア課介護保険係長	星野歩
地域包括ケア課高齢支援係長	竹林久緒
地域包括ケア課地域医療係長	中垣由香
地域包括ケア課地域包括支援センター係長	井谷直裕
地域包括支援センター担当係長	柚原奈緒美
会計管理者	渡邊康智

◆職務のため出席した  
事務局員

議会議務局長	岡田浩和
書記	畠中みなみ

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第45号	令和6年度飛騨市一般会計予算
議案第46号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
議案第47号	令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
議案第48号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計予算

( 開会 午前10時00分 )

## ◆開会

## ●委員長（前川文博）

皆さんおはようございます。ただいまより、第2回予算特別委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

本委員会の会議録の署名は、委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託されました案件は、お手元にお配りした付託一覧表のとおりです。説明につきましては、初めに一般会計歳入・歳出予算について所管部局長が順に説明を行い、終了した後に質疑を行います。特別会計、企業会計予算については、所管部局の一般会計の質疑が終了した後に引き続き説明と質疑を行います。一般会計、特別会計、企業会計、全ての説明と質疑が終了した後に、当委員会の取りまとめを行います。

審査に入る前にお願いいたします。マスクをつけて発言される方は、マイクを近づけて大きめの声でお願いいたします。質疑は一問一答制とし、内容がしっかりと分かるよう、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。また、議題外や議題の範囲を超えることのないようお願いいたします。委員のご発言は、まず「委員長。」と言って挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を告げ、質疑は資料の該当ページを示してから発言されるようお願いいたします。

また、理事者側の説明及び答弁については、委員長から指名を受けた後、部局長以外の職員については所属と名前を告げてから行ってください。以上、ご協力をお願いいたします。

## ◆付託案件審査

議案第45号 令和6年度飛騨市一般会計予算

【総務部、会計事務局、議会事務局、監査委員事務局所管】

## ●委員長（前川文博）

それでは付託案件の審査を行います。

議案第45号、令和6年度飛騨市一般会計予算について、総務部、会計事務局、議会事務局、監査委員事務局所管の歳入・歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

## ●委員長（前川文博）

谷尻総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

## □総務部長（谷尻孝之）

おはようございます。少し長くなりますが、よろしくをお願いいたします。それでは議案第45号、令和6年度飛騨市一般会計予算、総務部所管の説明をさせていただきます。一般会計予算の総額を192億5,000万円と定めるものでございます。

9ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。固定資産評価システム及び防災行政無線デジタル化、災害復旧事業につきましては、工期がそれぞれの年度まで必要となるものです。給水車両の購入及びリサイクルセンター廃棄物運搬車両につきましては、いずれも

特殊作業車でありまして納期が必要となるものでございます。

第3表、地方債は辺地対策事業の公共林道整備事業ほか36事業を設定するものでございます。

14ページをお願いいたします。歳入の市税についてご説明申し上げます。個人市民税ですが、納税義務者数の減少や給与所得の増を見込む一方で、定額減税による影響額9,000万円を考慮し対前年度9,050万円の減と見込みました。

法人市民税は主要企業の聞き取り等によると原材料や光熱費の高騰はあるものの、比較的好調な業績が予想されることから対前年度1,880万円の増と見込みました。

固定資産税は評価替えの初年度ということもあり、土地については地価の下落、家屋については経年変化を基本に新築及び取り壊しを考慮しました。償却資産については新規設備投資や既存資産の経年償却を踏まえた変動を考慮し、固定資産全体で対前年度4,160万円の減と見込みました。

最下段及び次ページの軽自動車税でございますが、車両購入時に課税される環境性能割及び毎年課税される種別割を推計した結果、対前年度260万円の増と見込みました。

その下、市たばこ税は令和5年度の課税実績をもとに推計した結果、対前年度1,100万円の増と見込みました。

最下段の入湯税は令和6年度から新税率が適用されることから、精査し推計した結果、対前年度280万円の減と見込みました。

結果、市税全体としては対前年度1億254万9,000円の減と見込みました。

16ページお願いします。地方譲与税につきましては、国の地方財政計画による伸び率を考慮して計上しております。

また、利子割交付金から18ページ中ほどの環境性能割交付金につきましては、県の推計値を参考に計上しておるところでございます。

その下、地方特例交付金でございますが、先ほど説明しました市民税の定額減税分9,000万円が増額し、対前年度9,110万円の増としておるところでございます。

19ページをお願いいたします。上段の地方交付税における普通交付税は、公債費の減少による影響で2.8億円の減、地方財政計画における税収等で0.8億円の増と見込みました。一方で臨時財政対策債の振り替えで0.3億円の増、国の交付税総額の伸び率から1.3億円の増と見込み、前年同額の59億円を計上したところです。特別交付税は当該年度の特異財政事情によって交付されるものであることから、前年同額の6億円としたところでございます。

次に、人件費につきましてご説明申し上げます。148ページをお願いします。特別職の給与費明細書でございます。その他の特別職が前年度と比較して減っておりますが、これは前年度は県議会議員及び市長市議会議員選挙の2回分を想定しておりましたが、今回は県知事選の1回分を想定しているところでございます。

149ページをお願いいたします。一般職。正職員と会計年度任用職員の給与費明細書になります。一般会計における職員数は正職員と会計年度任用職員、合わせて623名となります。

150ページをお願いいたします。正職員の給与費明細書となります。職員数は再任用の職員を合わせ363名で前年度より12名増えておりますが、退職、採用、会計間異動によるものでございます。給与費は職員の退職及び採用による増減に加え、定期昇給、昇格、会計間異動等の理由により前

年度との比較では給料が5,672万1,000円の増、手当が4,227万1,000円の増、共済費が2,134万5,000円の増となり、全体では1億2,033万7,000円の増額となります。

151ページをお願いいたします。会計年度任用職員の給与費明細書となります。職員数はフルタイム及びパートタイム職員合わせて260名で、前年度より121名の減となります。前年度との比較では報酬が3,963万3,000円の減、給料は2,599万1,000円の減、職員手当は3,554万8,000円の増、教材費は252万4,000円の減、合計で3,260万円の減となります。

次に、特別会計と企業会計の人件費でございます。説明する数字は各予算書の人件費を合計した数値となりますので、あらかじめご了承願います。資料はありません。まず、正職員の人数でございますが134名を見込み、前年度より4名減となりますが、退職、採用、会計間異動によるものです。次に、会計年度任用職員はフルタイムで40名、パートタイム50名の計90名を見込み、特別会計、企業会計全体の職員数は224名となります。

次に、正職員の人件費ですが、給料が前年度比較770万4,000円の減、手当が2,129万9,000円の増、共済費が1,095万8,000円の増となりまして、合わせて2,455万3,000円の増となります。会計年度任用職員の予算額につきましては、前年度の前年度との比較で報酬が434万,9000円の増、給料が1,875万4,000円の増、手当が3,075万3,000円の増、共済費が1,039万1,000円の増となり、合わせて6,424万7,000円の増となります。最後に、特別会計及び企業会計の人件費全体でございますが、14億3,824万2,000円となりまして、前年度よりも8,880万円の増となっております。

次に、総務部の事業別説明資料によって説明したいと思いますので、ご準備のほどよろしくお願いたします。主要事業の概要になります。3ページからお願いいたします。まず、防災アドバイザーの設置による地域防災力の向上でございます。市では飛騨市防災士会を発足するなど地域防災力の強化を図ってまいりましたが、防災士と自主防災組織とのつなぎ・連携づくりが十分ではなく、防災士の活躍の場、機会を提供することが不十分でございました。そこで、自主防災組織と防災士をマッチングし、防災アドバイザーとして自主防災組織を支える仕組みを構築します。主な事業概要です。①防災アドバイザー制度の構築に向けた研究会の開催では、専門家、自主防災組織、防災士会、行政等にて構成する研究会を発足し、防災アドバイザーの役割や目的、個々のアドバイザーの立場や任務等、全体的な仕組みを検討します。次に、②防災士と希望行政区のマッチングでは、区長会等を通じて防災アドバイザー制度の導入を希望する行政区を募り、当該行政区の要望・ニーズに応えるためにふさわしい防災士を紹介するマッチング制度を行います。

次ページをお願いいたします。防災行政無線のデジタル化です。本事業につきましては令和4年度で基本構想、令和5年度で基本設計及び実施設計を行いました。令和6年度では主に市役所、振興事務所などの放送設備改修や市内外に点在します無線中継局の改修など基幹設備の改修を進め、令和7年度では戸別受信機の配布や試験放送などを実施し、2か年での事業完了を目指します。主な事業概要です。まず1点目としましては、戸別受信機は希望する世帯に対し1台を無償対応します。次に、より鮮明に遠くまで音声が届くように、屋外スピーカーの一部に高性能スピーカーを導入します。次に、デジタル化に伴い防災アプリ等による情報伝達手段の複層化を行います。

次ページをお願いいたします。公共交通事業者における運転手確保対策の支援です。市内公共交通事業者は深刻な運転手不足に直面し、事業そのものの存続が危ぶまれています。新年度では、

これまで以上に幅広く人材を掘り起こすため、既存の補助事業の支援対象を拡充し、運転手の確保を促進します。主な事業概要でございます。1つ目、新規として、ドライバー再就職者に対する奨励金として、大型運転免許または第二種運転免許を取得されている方が、市内交通事業者に新たに採用され6か月以上の勤務実績がある場合、5万円の奨励金を交付します。2つ目、同じく新規としまして、市内交通事業者が行う求人広告等に対する支援として、求人活動に係るパンフレット、チラシ、ウェブサイトの作成などの広告宣伝費用の一部を補助します。3つ目は拡充としまして、第二種運転免許などの取得に対する支援としまして、従業員による第二種運転免許等の取得費用の支援制度につきまして、19歳から二種・大型免許の取得が可能となる受験資格特別教習の受講費用につきましても対象に追加するところでございます。

6ページお願いいたします。LED防犯灯の普及・定着の促進です。防犯灯のLED化につきましては、平成25年度から省エネ等を目的に補助制度を創設するなど積極的に推進してきましたが、当時の防犯灯が経年劣化などによりまして更新時期を迎えております。新年度では従来の制度を継続するとともに、既にLED化された防犯灯についても補助対象としまして、地域の防犯力の維持・強化と、より一層のLED化の普及・定着を目指します。事業概要です。1つ目、拡充としまして、LED防犯灯の普及・定着に向けた支援としまして、従来からのLED灯への補助制度を継続するとともに、既にLED化された防犯灯の更新も補助対象に加えます。②、③につきましては、従来の制度を継続し防犯力の強化に努めるところでございます。

7ページをお願いいたします。給与支給事務の包括的なアウトソーシングです。総務課人事給与係では、常勤、会計年度任用職員を合わせ約800名の給与支給事務を担当し、その膨大な事務量から常に時間外勤務が必要となっている状況となっております。新年度ではこの状況を改善すべく、給与支給に関するノウハウを有し、スタッフの確保にも優れた岐阜県市町村行政情報センターの総務事務BPOサービスを導入し、給与支給に関する定型的な業務を包括的に外部委託するものでございます。委託業務の主な内容です。通勤手当、住居手当、扶養手当等の各種受け付け、登録作業。それから受け付けしました各種申請や特殊勤務手当、時間外手当の給与システムへの登録等ということになります。

8ページをお願いします。書かない窓口サービスの導入です。デジタル技術の進展を受け、来庁者が申請書に記入せず各種証明書の発行や住民異動届などの手続きを行うことができる書かない窓口サービスを導入します。これにより市民と職員双方の負担軽減に加え、業務の効率化や適正化にもつながることが期待されておるところでございます。事業概要です。手続きナビゲーション機能では、転入が転出、おくやみなど、来庁者の目的に応じて必要な関連手続きが自動でリストアップされ、案内受け付けを行います。また、申請書作成支援機能では、マイナンバーカード等の本人確認書類を読み取ることで必要な申請書類を自動で作成します。複数の申請書類への記入作業と、その時間の大幅な削減が期待できるところでございます。

9ページをお願いいたします。業務の効率化に向けたアウトソーシング等の推進です。アウトソーシングにつきましては、先ほど人事給与に関する案件についてご説明しましたが、その他の案件についてこちらのほうでまとめてありますので総務部所管分についてご説明申し上げます。

まず①会計年度任用職員に係る人事労務システムの導入です。会計年度任用職員の出勤簿等は紙媒体で管理していることに加え、法改正等により勤怠労務管理が複雑化し、事務処理に膨大な

時間を費やしていることから、専用の人事労務システムを導入します。②パソコン等設定・修理等のアウトソーシングですが、突発的に発生します業務用パソコン等のトラブルや問い合わせ対応が担当職員の大きな負担となっていることから、外部の専門事業者への委託により緊急性の低い案件につきまして集中的に対応します。③職員名札のICカード化ですが、職員の名札をICカード化し、通用口の解錠や勤怠管理、事務機器の操作確認に利用することで、様々な場面における効率化とセキュリティー向上を図ります。④繁忙期における補助要員の確保ですが、市税賦課業務の繁忙期における軽易な事務作業を外部に委託します。担当職員のマンパワーを集中させることで適正・公平な課税を徹底します。次ページをお願いいたします。⑤家屋調査における評価図面作成等のアウトソーシングですが、固定資産税家屋評価のための現地調査及び図面作成の一部を外部の専門家に委託し、職員負担の軽減と正確な課税資料の作成を図ります。⑥債権回収に係る預金調査システムの導入ですが、滞納者に関する金融機関への財産調査依頼に際し、多くの紙文書と回答期間を要していることから、オンラインでの照会・回答が可能な預金調査システムを導入するものでございます。

12ページをお願いいたします。庁舎照明設備のLED化です。ゼロカーボンシティの観点からも計画的に整備しておりますが、新年度では神岡振興事務所の転換工事を予定しております。整備状況、予定につきましては記載のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。公共施設マネジメントの推進でございます。公共施設の管理につきましては、持続可能な飛騨市を実現するためには避けて通れない大きな課題の1つになっております。新年度では休止、廃止、取り壊しの候補リストを作成し、行政と市民の共通認識として公共施設の総量削減を推進します。また、令和5年度では担当者による定期点検を標準化し、誰でも軽易に実施できる建物維持管理マニュアルを作成しており、施設担当者への説明普及を行うことで今後の公共施設マネジメントの推進につなげるものでございます。以上で総務部所管の説明を終わります。

●委員長（前川文博）

続いて説明を求めます。

□会計管理者（渡邊康智）

それでは会計事務局所管の予算について、予算書の事項別明細書に基づき説明をさせていただきます。

初めに歳入ですが、予算書35ページをご覧ください。17財産収入のうち02利子及び配当金については、財政調整基金をはじめ21の積立基金、育英基金など6つの運営基金から生ずる率と5件の株式配当を計上しております。なお、積立基金、運用基金それぞれに一括運用しており、発生見込み利子総額を本年12月末時点に見込まれる各基金の残高割合により案分して算出しております。

次に39ページをご覧ください。21諸収入のうち01市預金利子につきましては、歳計現金の一時的な定期預金運用から生ずる利子を計上しております。

次に歳出ですけども、51ページをご覧ください。04会計管理費のうち役務費の手数料では、4月から有料化される市税や各種料金等に係る金融機関窓口収納手数料305万円。また、10月から有料化される公金振込手数料を570万円、それぞれ実績件数を踏まえて推計計上しております。ま

た、庁内で取り組む業務効率化の一環として電話料や上下水道料について適用を予定する料金明細事前通知サービス導入に係る経費としてシステム開発導入委託料、作業委託料など102万円を計上しました。なお、この件につきましては先ほど総務部のほうで説明のございました主要事業概要の10ページ一番下の⑬にも掲載しております。これは現在各課で行っている毎月の電話料や上下水道料の支出伝票作成を、オンラインでの通知をもとに会計事務局で一括して処理し口座振替による支払い手続きを行うもので、令和7年1月スタートを目標に準備を進めたいと考えております。52ページ、頭の指定金融機関業務委託料につきましては、市役所派出所業務に係る人件費の一部を負担するものでございます。また、その次の各基金への積立金及び繰出金につきましては、先ほど歳入で説明いたしました発生利子を積み立て、または繰り出しするものですが、このうち007のふるさと創生事業基金については、ふるさと納税から返礼品等の経費を除いた額の約2億4,000万円、031の消防施設整備基金につきましては、入湯税相当額880万円を含めて積み立てることとしております。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

続いて説明を求めます。

□議会事務局長（岡田浩和）

議会事務局と監査委員事務局です。お願いいたします。資料は議案第45号の一般会計予算書をお願いいたします。ページは45ページになります。

01報酬から13使用料及び賃借料につきましては、過去の実績を勘案しまして予算計上させていただいております。一番下にあります17備品購入費でございますが、協議会室の椅子が老朽化しておりまして、そちらを更新させていただく予定で149万6,000円を計上させていただいております。

続きまして、46ページをお願いいたします。下段になりますが、総務費の総務管理費、01報酬になりますが、一番上にあります公平委員会報酬、固定資産評価審査委員会報酬につきましては、それぞれ3名分を計上させていただいております。

67ページをお願いいたします。こちらが監査委員費になりますが、経常経費となりまして前年度の実績を踏まえて同程度の経費を計上させていただいております。以上でございます。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

事業別説明資料の4ページ、事業概要の丸の2つ目のところで屋外スピーカーのことですが、能登半島地震で屋外スピーカーのバックアップの電池が2日ぐらいしかもたないということで、余震がずっと続いていたときに屋外スピーカーが使えないという事例があったそうです。今回更新されるということですが、バックアップのバッテリーがあるんですけども、同じであれば2日から3日ということで、長期になったときのバックアップの電源の検討というのはされているのでしょうか。

□危機管理監（高見友康）

バックアップの手段、まず電池は72時間を想定しております。また、屋外用の発動発電機、これを各拠点の非避難所等に40台ほど設置しております。それで補充するようにしております。ま

た、送電各社の中部電力パワーグリッド、それから北陸電力におきまして電源車を派遣していただくと。このようにしてバッテリー、要は屋外スピーカー等の電力に対してのバックアップを予定しております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

発電機というふうにあったんですが、各屋外スピーカーの根元か何かのボックスに発電機を常備されているということでしょうか。

□危機管理監（高見友康）

子局ごとに準備しているという状況ではありません。必要な場所に設置をするということを考えております。111台あるのですが、全てに配置というのはものすごくコストがかかりますので、そのような運用を考えております。

○委員（高原邦子）

全体的なことを、全ての予算にも関わってきます。今まであった課を廃止したりとか組織上変わったところがあると思うんですが、その辺の説明をまずしていただきたいと思うのですがどうですか。

●委員長（前川文博）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

市全体ということでよろしいですか。まず総務部の中では管財課がなくなりまして、管財の部分の庁舎管理、それから契約につきましては総務課のほうへ一元化させていただきました。一方で総務課に係としてありました人事給与係、事務量の幅が多いので課として人事課として1つ課をつくるという形にしました。

△市長（都竹淳也）

今回の組織再編ですが、今人事を発表したので併せて発表しますけども、総務部は今話ありましたように管財課を廃止いたします。それで、管財課の中で指定管理のところと都市整備課にあった建築関係の部門を合わせて建築住宅課という課にしまして、これを基盤整備部に配置をいたします。それから、それに併せて都市整備課も廃止をいたしまして、都市整備課の中の例えば無電柱化とか公園をやっている部門は建設課の中に都市整備係という形で集約をするということになります。この趣旨は、建築士を効率的に活用していくということが主な眼目で、あわせて建築士が関わる例えばリフォーム助成といった部分は建築士がどうしても関わってきますし、市のいろいろな庁舎管理も必ず建築士が関わりますので、その部分を一元化するという形にしております。したがって、2課廃止して1課新設をするというのがこの建築関係です。

それから総務課ですけども、総務課の中に管財課で残っていた入札とか公用車の関係がありますので、これは管財係という形で総務課の中に入れますが、総務課が非常に膨大に肥大化しておりますので、人事の部分を切り出して人事課という形で別組織にするという形にいたします。

それから企画部の総合政策課が肥大化していて、1人の課長で見るのはちょっと厳しい状況になっているものですから、従来の地域振興課に相当していたふるさと応援係分をふるさと応援課ということで課にいたします。ただ、ちょっと課長の数が足りないものですから、ここは部長に兼務していただくということになっております。

あと係の新設では、これは一般質問でもありましたが、環境課の中に環境政策係ということで省エネあるいは脱炭素系を担当する専門の係を置くということにしておりまして、従来この部分は総合政策課でやっていたんですが、環境課のほうへ一元化するという格好で進めてまいりたいということでございます。今回の全体の組織再編はそのような内容でございます。

○委員（高原邦子）

今部長が兼任するということになってはいますが、新たに違ったところに部長として就く方もいらっしゃるのではないかなと思うんですが、給与面で管理職の部分は前回から増えたり、そういったものはどうですか。別に部長が兼任するので人件費は増えていないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

管理職のところは処遇もありますので、課長ポストだけのことでは言えないんですけども、人件費でいくと総人数で見えていくということになります。今は減員で472名、これが市民病院とか行政委員会系のところ、それから今の職員、全体に増えますので477名ということで、これでやっとならば適正化計画と同数ということで、欠員になっていた部分が埋まるという形になります。総額で見えていくのですが、人件費というのは管理職を増やすと上がるとはなっていないで、むしろ肌感的には管理職になったほうが時間外がなくなるものですから手取りが減るんです。だからと言って管理職を増やすというわけにはいきませんし、全体の人数でコントロールをしていくことになるということでもあります。

○委員（井端浩二）

事業別説明資料の3ページ、防災アドバイザーの設置による地域防災力の向上ということで、防災アドバイザーのお話をお聞きしたり指導いただくのは大変いいことだと思うのですが、私も防災士会に入っていて、避難所の運営の仕方等はいろいろ講演をいただいておりますが、各地域にある避難所の運営あるいは設置の係を決める必要が今後あると思います。災害が起こった場合は皆さんが被災者になるので、必ずしも担当の方が来れるとは限られてないので、当然職員の方も来れるとは限らないので、避難所の近くの住民等で設置するような係を今後早急に決めて、アドバイザーの講演を聞いたりしていかないといけないなと感じるんですが、その辺を今後どのように進めていくかということをお尋ねさせていただきます。

□危機管理監（高見友康）

ご質問が2種類に分かれているような理解をしましたので、分けてお答えいたします。

1つ、地域の方でという話で、それは一時避難所のことを言われているかと思うんですが、それは区長、区の自主防災組織に従って計画をしております。そこに対して防災士会から区長を直接補佐するという形で避難所の運営や開設をお手伝いするというのを、この防災アドバイザー制度の中で考えております。

一方、市の職員が開設というお話をされました。それは市の指定避難所、二次避難所のことを言われていると理解しています。これについては、開設・運営は市の職員の責任で行いますが、それに対して避難所運営協力防災士を今養成しております。今年度から制度が始まりました。協力防災士の応援を受けて、避難所を開設・運営していくと考えております。

## ○委員（井端浩二）

確認ですが、市が指定する避難所については市の職員防災士会での協力者によって運営・設営をするということでしょうか。そして人数的には何人ぐらいを考えていらっしゃるのかお聞かせください。

## □危機管理監（高見友康）

まず、人数のお話ですが、現在避難所運営協力防災士の登録が35名、そして今年度の養成ではプラス16名ですので、約50名近くの方がご参加なさることになります。

次に運営の主体ですが、まず、市の施設ですのでトップとして管理するのは市の職員になります。一方、避難所の開設が終わって運営に至った段階、これは国及び県の指導で避難所運営ガイドラインというものを定めております。これは国の制度です。その中では、避難所に避難してきた方が被災者自身で避難所運営委員会というものを組織して、避難者が避難所を運営するという形になります。その避難所運営委員会の役員とか中核的な指導をする立場の方に防災士を期待しているということでありまして。また、先般ご質問いただきました女性の視点ということで、女性の防災士に女性の負担視点で入っていただくと考えております。

## ○委員（野村勝憲）

予算編成検討内容の8ページをご覧くださいませ。職員の研修について。ここに4項目の研修が記載されていますけども、令和6年度は予算を年間幾ら組まれているんですか。

## ●委員長（前川文博）

予算編成検討内容の8ページの話ですね。（野村委員「そう。アバウトでいいですよ。」と呼ぶ）

## □財政課長（上畑浩司）

令和6年度において人材研修事業としまして予算では総額で1,300万円組んでおりますけれども、この中には首都圏に住まわれる方のアパートの借り上げ料も含まれておりまして、実際に主なものと、旅費が350万円ぐらいと職員研修委託料100万円程度、あと職員研修負担金110万円が研修の予算になるかと思えます。

## ○委員（野村勝憲）

派遣研修についてですけども、外部団体へ研修生を派遣するということですけども、この外部というのは具体的にどのような団体ですか。それと、派遣は何名くらい予定されているんですか。

## □総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

まず首都圏への派遣ですが、来年度は内閣官房のデジタル田園都市国家構想実現会議事務局に1名派遣いたします。それから林野庁に1名を派遣いたします。岐阜県の東京事務所に1名を派遣いたします。それから地域活性化センターに1名派遣いたしますので、合わせて首都圏に4名の派遣を考えております。

## ○委員（野村勝憲）

最近問題を起こして辞めていかれるという職員がちょっといらっしゃるわけですけども、昨年の12月も辞められたということですけども、問題は、これに共通するのは私が知っている限りでは社会人枠で採用した人が辞めていらっしゃるわけですね。年間どのくらいかなと疑問を持っているんですけども、社会人枠で採用した人は、例えば去年でしたら何名いらっしゃるんですか。

## □総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

本年度採用試験をいたしまして来年度から採用する職員でございますけれども、一般職といたしましては社会人採用として5名を採用いたします。それから、専門職につきましては保健師等の医療職ですが2名を採用いたします。

## ○委員（野村勝憲）

その人たちの研修というのは、いわゆる新卒で大卒、高卒の人たちと一緒に同じような研修をされているんですか。

## □総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

本年度よりこういった新規職員に関しましては採用後1週間、集中的に研修するというところで研修を構築をいたしました。本年も4月1日の午後1時から全職員を対象に公務員倫理研修というものを1時間かけて行う予定としております。

## ●委員長（前川文博）

質問は、新卒の方と社会人の方は同じ研修かどうかという内容ですが。

## □総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

失礼いたしました。同一の研修を受けていただきます。

## ○委員（佐藤克成）

事業別説明資料の8ページ、書かない窓口サービスについてお尋ねします。これはタブレット端末等を新しく導入して行うのでしょうか。

## □総務課情報システム係長（松井洋子）

書かない窓口につきましてはタブレットの利用も想定しておりますけれども、基本的には窓口の職員がお客様から聞き取りを受けながらパソコン上で職員が入力して、その方に必要な手続きが画面上に出てきて漏らさないような感じで手続きを進めていくシステムになっております。

## ○委員（佐藤克成）

申請書作成支援機能で複数の申請書類への記入作業が大幅に削減できるとありますが、どの程度来訪者の記入作業が削減できる見込みでしょうか。

## □総務課情報システム係長（松井洋子）

今は29回ぐらい記入をしていただいていますけれども、それを最終的には1回ぐらいの記入にしたいと思っているところではございますけれども、やはり急激に申請書等をまとめるということは職員の負担もかかりますし、この手続きとこの手続きが一緒になりますというのはお客様の理解もちょっと難しいところがございますので、とりあえずの目標として半分ぐらいにしたいと思っております。

## ○委員（佐藤克成）

窓口の担当職員がヒアリングをして必要書類を案内して作成するということですが、窓口が埋まってしまうということで簡単な住民票だとか戸籍の証明書発行のためだけに来訪される方もいらっしゃると思うんですけれども、今あるかどうかは確認していないんですけど、証明書発行機、マイナンバーカードをタッチして自分で、コンビニ等もありますけれども市役所庁舎にもそういった証明書発行機を導入して、なるべく自分で完結するようなものでしたら自分でやっていただくということもやっていったほうがいいのかと思いますがいかがでしょうか。

## □総務課情報システム係長（松井洋子）

今回の書かない窓口の検討段階でそのような案についてもあがりましたが、案内するための人員が必要であるとか、こういうふうに使えますよという説明のために人を割かなければいけないというところで、現状としてはキャパシティがないという問題があがりまして、その件についても段階的に考えてやっぱり必要であれば導入していくということで、今回の令和6年度については計上しておりませんが、今後も継続して検討してまいります。

## ○委員（森要）

事業別説明資料の6ページ、LEDの防犯灯のこと。一般質問でもさせていただきまして、LEDの交換も今新たになったということで非常にいいと思いました。防犯灯ではないですけど、商店街の街路灯については3万円ほどして非常に高いんですが、それは無電柱化のほうで見てくれるということが確認できました。

今度は武之町線がありまして、商店街の防犯灯ではなくてあれはどっちかというところと街路灯で設置費用が3万円ほどする。14か所とか20か所とかあるとかなり多くなって、それは商店街の街並みの補助制度で上限額が50万円ほどあるので、これで対応できるだろうということで確認しました。

あとは、栄町のほうにも同じような防犯灯があって、今は1万5,000円から1万6,000円の半分の7,000円ぐらいというのがこの補助ですが、3万円程度のものもあって上限7,000円なので、その辺について何とか検討できないかお伺いします。

## □総務課行政係長（廣元久之）

防犯灯の補助金の関係については、区長から申請が出て補助をするという形なんですけども、現在のところ区長のほうからも補助を上げてほしいとか、そういった話はないところでございます。仮にそういった話が出てくれば、またこれから補助金の上限については検討する余地はあるのかなということを思っております。

## ○委員（森要）

区長から要望があれば検討するというところで、それはありがたいなと思っておりますが、基本的には3万円するものもあるんだということで、別に要望があるからということではなくて制度的にそういったものについてはやるんだ、防犯灯についてはもう完全にあるので、それも検討してもらったほうがいいと思うんですよ。要望があってからやるのではなくて、もう既に今年は間に合わないとしても要綱をしっかりとまとめて次年度につなげる。本年度にできればそれはありがたいことなんですけども、検討することできないんでしょうか。

## □総務課行政係長（廣元久之）

実際この補助だけでは足りなくて、要は補助をもう少し増やしてほしいというお話だったと思うんですけども、7,000円という比較的安い補助金ではあるんですけども、そちらについては基本的に今ほどお答えしたように区長の要望というのが第一になるのかなと思うんですけども、この考えは縛るものではなくて柔軟的に考えていく、そういった余地はある補助金なのかなということを思っております。

## ○委員（高原邦子）

私もLEDの防犯灯のことで、これは本当にありがたいし、いいなと思っているんですね。こ

ここに書いてあるんですが「早期のLED化率100%達成を目指します。」、そもそもLED化100%を目指す意味合いを説明していただけますか。

□総務課行政係長（廣元久之）

100%、これは目標ということで、実際今は97%ほど普及しております。こちらについて目標としてはそういうことなんですけど、省エネということで地球にも優しいですしコストも低くなるということで、100%を目指すということが一番目標値としては分かりやすいというようなことから100%ということを考えております。

○委員（高原邦子）

これは区とかいろいろなところの防犯灯ですが、実は市が管理している防犯灯というより道路灯になるのか分かりませんが、市の管理しているところが全てLED化になっているかというふうに把握されていますか。どのくらいまだ手つかずでいるかということをチェックされていますか。その辺、お答えください。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

道路灯につきましては所管が基盤整備部のほうになりますので、大変申し訳ございませんが、こちらでお答えいたしかねます。

○委員（高原邦子）

基盤整備ということなんです。私は常に言っているのは、マトリックス的にいろいろな施策を総務部はこれですとか縦割りのやり方していたら駄目じゃないかという思いがあるんですよ。これは基盤整備部ですと、こういうところにも出てくるわけですよ。それでは聞きますけど、道路灯以外のほかのところでも総務部の関わっているLED化、市が管理しているものはないと捉えてよろしいんですね。

□総務部長（谷尻孝之）

今ほど申し上げたのですが、総務部の関連、例えば来年度から神岡振興事務所のLED化をさせていただきますけども、特に管財課関係が多いんですけども、管財課が所管しているところにつきましては全て把握しておりまして、そういった中でどれだけでもLED化にしていきたいということを思っています。ただ、ここにも記載しているとおり予算的なことがありますので、順を追ってやっていきたいと考えているところでございます。

○委員（水上雅廣）

防災行政無線のところでは幾つかお聞きをしたいと思います。1つ心配なことは、前に消防のデジタル無線のときに、いろいろ問題があったんですね。今回のこの件についてはどういったところへ委託をするというか、発注される予定なのか伺いたいと思います。

□危機管理監（高見友康）

令和6年度からの工事発注につきましては一般競争入札を予定しております。いろいろなメーカーが入れるような共通的な汎用仕様書を現在作成しております。このような形ですので、どの業者が受託されるかは現時点では分かりません。

○委員（水上雅廣）

実施設計も組まれたということですから、精査をされた上での答えだと思います。今ほど一般競争に付すような、しっかりとした汎用性のある設計書を作成されたと理解をしました。当然見

積もりによっていろいろなところから出てくるとは思いますけど、そうしたものを組み合わせてしっかりと精査をしていただいたということによろしいでしょうか。

□危機管理監（高見友康）

今、委員ご指摘のとおりいろいろなメーカーから企画書等を提出いただきまして、精査して設計いたしました。

○委員（水上雅廣）

予算編成検討内容をいただいているものですからちょっと見てもらいたいのですが、15ページなんですけど、「15年間の維持管理費を勘案した入札を行い、」というような表記があるんですけども、来年度含めて13億円ぐらいの総額予算になるかと思えますけども、そうした中に今の機器整備と、それからメンテナンス関係も含めてというような発注の仕方になるのでしょうか。

□危機管理監（高見友康）

委員ご指摘のとおりです。15年間の維持管理費も含めて工事の発注といたします。これにつきましては理由がありまして、各メーカーから見積もりをいただきますと、当初のインシャルコストは安いんですが、5年ごとにサーバーの更新、あるいはバッテリーの更新とかいうものがありまして、結局トータルコストでは逆転するということが結構ありましたので、発注当初から15年間の維持補修費も込みで発注したほうが最終的なコストが分かるという判断をいたしましたので、そのように入れております。

○委員（水上雅廣）

包括的な委託の仕方ということで理解しますけども、そこに地元の業者が入れるというような余地はあるのでしょうか。

□危機管理監（高見友康）

地元企業を含めてジョイントベンチャーを組むというのを前提とした上で、出資比率につきましては現在検討中ですが、できれば出資比率40%以上ということをご公告の中に入れて発注しようと考えております。仕様書の中には書けないということですが、公告の中には書けるということで、ほかの自治体の例も調べましてそのようにすることができるということで、地元企業を必ず含めた事業形態にするよう考えています。

○委員（籠山恵美子）

全体的なことになってしまうんですけど、事業別説明資料には給与支給事務の包括的なアウトソーシングで予算がついています。それと全体的には行政業務の効率化を目指してアウトソーシングを大いに活用していくというのが新年度からの市の方向性だと思いますけど、ただ、分かりにくいのは、この人事課というのが新たにできますよね。でも、やろうとしているのは人事課の給与の業務を外部委託して効率的にやろうとしているのかな。実際には今5人でやっているのが大変だということが書いてありますけれども、この人数をさらに減らして人事課という課を新設してやっていこうとしているのか、その辺りがちょっと分かりにくいんですよね。実際の事務効率化のためのアウトソーシングは、例えばこの人事課にはどのように反映されるんですか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

結論から申し上げますと、新年度に人事課の職員が減ることはございません。恒常的に毎月のルーティンとして膨大な事務量があるわけですから、こちらをアウトソーシングすることによって、

例えば今後人材の確保がますます難しくなっていますけれども、職員の採用活動ですとか、それから先ほどもご質問いただきましたけれども、より充実した研修、こういった人間じゃないとできない仕事のほうにこの労力を回したいという考えでございます。もちろんこのBPOシステムのサービスというのは、4月、5月、6月を導入期といたしまして、本格稼働は7月からを考えております。その結果、大幅に人員の削減ができるということの確認が取れましたら、それ以降の人事の中で人数等についても考えてまいりたいと考えております。

○委員（籠山恵美子）

分かりました。おっしゃるとおり、どんなにDX化、デジタル化が進んでも、やっぱり最後は人に関わる仕事は人だと思うので、今回適正化計画による477人でスタートするということですから、飛騨市がやろうとしている業務量に対して実際には人が足りないんだなということとはよく分かりますので、場合によってはアウトソーシングが必要なこともあるんだろうなと思いますけれども、これはいつもお世話になっている情報センターに委託するとして、その分は、実際には効率的になるということで理解していいんですよね。その5人は継続するんですよね。確認ですけど、その5人の方は人にしかできないところに配置してもらって、そういう仕事をしてもらうと。市民にはよりサービスがよくなるという理解でいいですか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

委員ご指摘のとおりでございます。加えて、先ほどちょっと漏らしましたけれども超過勤務ですね。通常の時間ではこなし切れる量ではないんです。特にこういう年度末、年度始めはいろいろな調整が必要になってまいりますから、ここにもものすごい超過勤務が発生いたしております。こういったものは来年度から削減できるのではないかと考えております。

△市長（都竹淳也）

ちょっと補足を。今回、事業別説明資料の9ページから10ページにアウトソーシングのことを書いたんですが、全体的に一言で言うと人海戦術的なことをとにかくやめていきたいということなんです。この人事給与係、今度は人事課になりますけど、本当に市役所の中でも気の毒なほど時間外が多くて、しかもやっている中身を見ると膨大な人海戦術の給与等の支払い事務とかをやっているんですね。そうすると、本当に作業員のように仕事をやるということになってしまって、職員採用とか職場環境の向上とか研修というところに振り向ける労力がなくなっているということなんです。なので、そういった部分を外にアウトソーシングすることによって、現員5人なら5人の能力をちゃんと発揮できるようにするというのが今回の目的ですし、ほかのところも実は同じようなことになっていて、できるだけ人海戦術的なところはやめていく。それを大きな目標にしているということです。

効果としてはそれで人が減らせるということではなくて、時間外を減らせるという効果は間違いなくあって、先ほども少し申し上げましたけども、今一番人件費を圧迫してきているのは個々の給与よりも時間外勤務手当が結構大きいものですから、そこを削減していかないと人件費総額が減らしていけないということもありますので、そういったところをトータルで見て、こういった取り組みを今回本格的に進めていきたいと思っているということでご理解いただければと思います。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

今ほどの給与システムのことですが、そもそも飛騨市役所は今常勤職員が約500名、会計年度任用職員が約300名とありますけど、職員の方は普通でしたら給与システムが個々にあって、今日の時間は8時間、時間外が2時間というふうに入力して、月末にプリントアウトして上司に出すというイメージでいるんですけど、今市役所はどういった勤務簿をつけていらっしゃるんですか。

## □総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

正規職員につきましてはそういったシステムで管理をしておりますし、月給でございますので、その辺の管理はあまり複雑ではございません。ただ、会計年度任用職員に関しましては時給の職員がおりますけれども、これが毎日の出勤時間というのは紙で管理をいたしております。これは我々も同じなんですけど、紙に判子を押して出勤簿となっているのが実情なんです。それを毎月月末に、その課の所属長からエクセルデータで毎月の勤務時間というのを提出いただいて、それから初めて給与算定に入っていくというようなことを毎月繰り返しております。なので、ここをシステム化することによって、紙の出勤簿という管理がなくなります。自動でその日の勤務時間というものが分かっていますから、特に会計年度任用職員に対する給与支給事務は大幅に労力が削減できるようになると考えております。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

確かに4月1日に等級が変わるのは当然あるんですけども、例えば通勤手当とか家族手当というのは、家族は出産で変わるかもしれませんが、普段でしたら1年丸々一緒で、あと変わるののは残業とか休暇、大ざっぱに言えばその程度なんですけど、システムが入っているのに、なぜ外部委託するほどのボリュームがあるのかちょっと理解できない。それで今、会計年度任用職員もシステム化することなので、あと何がそんなに外部委託するほどのボリュームがあるのか理解できませんので説明をお願いします。

## □総務課人事給与係長（田中裕子）

今ほど委員がおっしゃられましたとおり扶養手当とか、通勤手当とかの届け出というのは4月にすごく集中しているんですけど、それ以外に職員が何かあったときとかは人事給与係のほうに問い合わせが結構ありまして、その問い合わせの対応とかで昼間はほぼ仕事ができないという状況になっています。

給与の支給のためにいろいろな入力が発生するんですけど、それを給与の支給に間に合わせようとすると、毎月15日ぐらいまでに全部800人分間違っていないかという確認も含めて、1日から15日の半月の間でやるという作業が発生しているんですけど、その一部を行政情報センターにお願いすることで、チェック作業までしていただけるので、その分職員の負担が減ってくるような形になります。減った分、問い合わせとかにも対応ができるようになってくるかなと思いますので、今はその問い合わせと入力作業と並行してやっているということで負担がとても大きいと感じておりますので、その辺を解消できたらなというふうでアウトソーシングをさせてもらいたいと思っております。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

例えば総務部の職員であれば、まず総務部の一般職、その上の係長、課長とあれば、全て人事課に任せるのではなくて、総務課の係長が職員を見る、課長が係長を見るというふうにすれば人

事課の仕事量って減るのではないんですか。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

委員ご指摘のそういった面もあろうかと思えますけれども、それを各課に割り振った場合、各課の管理職にその分の業務量が増えるわけですし、やはりこれは一元化して、複雑な制度でございますのでこういったものを熟知しておる人事課の職員が集中的にやるということで、これはこちらのほうが効率的だと考えております。

○委員（中田利昭）

30年ほど前の話なんですけど、私実は給与のシステム開発に携わっておりまして、前の会社は1,000人規模の従業員がいたのですが、例えば今月でしたら今月の20日に締めまして、25日に給料が出されていたんです。30年前でそのような状況ができるということは、やっぱりその辺もシステムチックにというか、それこそ今DX化を推進しているのでできるのではないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

□総務課人事給与係長（田中裕子）

システムが入ってはいるんですが、まだすごくアナログでして、全部が紙でやっているような状況です。それをちょっと解消したくて今年情報システム係にも協力をしていただいて、紙で出しているものをアンケートフォームみたいなものを使って提出できるようにということを検討してございまして、今の4月からはフォームからも通勤手当とか扶養手当とかの申請ができるように改めたりはしております。そういったことをちょっとずつ改善して、できるだけ職員の手間を減らすようにシステム的にしたいと思っておりますが、とにかくまだすごくアナログなので、そこはデジタル化していきたいなと検討しております。

○委員（森要）

市の行っている業務の一部を委託して職員がもうちょっと柔軟的にできるというのは、私も前からそういう考えで、これは大切だと思っております。

事業別説明資料の9ページ、事業費の財源内訳が県支出金212万6,000円ほどあるというのは、どれに対する県の支出金なのでしょう。

□総務部次長兼総務課長（洞口廣之）

こちらに掲載いたしております県支出金でございますけれども、会計年度任用職員に係る人事労務システムの導入に対しまして、県より「ぎふ地域DX推進補助金」という補助金、こちらは2分の1でございますが、上限200万円ということでございますので上限額を見込んでおるものでございます。

○委員（水上雅廣）

公共施設の間にマネジメント推進についてお尋ねをいたします。先ほど機構の話をお伺いしました。これは総務部の管財課が主管ということで資料にありますけど、これを実際に推進していく主管課は総務課になるのか、ちょっと確認だけ。

□総務部長（谷尻孝之）

こちらは新たにできる建築住宅課のほうで行います。

○委員（水上雅廣）

施設の考え方というか、在り方というか、そういう維持管理的なことを含めると、先ほど説明

を受けたような維持のことも含めて施設管理でしっかりやっていくというのはよく分かる。ただ、従来指定管理施設なんかはそうですけど、運営の関係で所管している担当課がやっていただいたことがあるわけですが、何かしら運営と維持管理というところに、少し調整にそごが生まれるのではないかなということ懸念しております、例えば観光施設ですと、まちづくり観光課とかはいろいろな面で心配もしてくれるんでしょうし、意見もしてくれるんでしょうし、運営者側との調整なんかもやるんだろと思ってはいますが、そこへ建築住宅課のほうでいろいろと差配されるということになると、その辺りの関連性というのはどういうふうになるのかちょっと心配なので、その辺りを少しお尋ねさせていただきたいんですけど。

#### △市長（都竹淳也）

今、観光系の指定管理施設は全部管財課が管理しています。最初、移管するときに今委員がお尋ねのような懸念というのは市役所の中にももちろんあって、運営と維持管理というところが一体のほうがいいのではないかと議論はありました。ただ、観光施設をやってみた感じとして、私はとってもよかったとされていて、非常に施設の維持管理っていろいろな事象が発生するので専門性が高くなるんですが、それをその専門の職員がやることで結構突っ込んだ検討ができていますとされていて、とてもよかったと思っています。

それから従前の観光課がそうでしたけども、観光課の職員が、どこの屋根に穴が空いたとか、水が漏れているということで走り回ること結構時間を費やして本来の観光の施策ができなくなったものが、一元化されることによってそこは非常に効率的になったということもあります。

実は今回この予算の検討に当たって政策協議をやる中で、私は指定管理施設は各課から切り離して全部集約したいというふうに思っているんですが、ただ、仕事にかかる人量が0.3人量だったり0.4人量だったりすると1人をはがしてくるわけにいかないんです。1人そこを削減するわけにはいかなくて、そうすると全体に人はぱんぱんの状態でやっているので、集約しようと思うとどこか減員しないといけないんですが、減員するだけの量にかかっているわけではないものですからつじつまがちょっと合わなくて、それで観光施設以外はそれぞれの課に置いているということなんですが、ただ、できるだけ工夫をして、そして課と課の仕事の統廃合をやらないと簡単にいかないんですけど、できるだけ集約したいという思いでありますので、そっちの方向へ持っていきたいと考えております。

#### ○委員（水上雅廣）

よく分かるような気がします。やり方が難しいと思うんです。それこそ健康増進施設からスポーツ施設から観光施設からいろいろなものがある中で、一括という考え方もなかなかしづらいところもあるのかなというふうに思います。

もう1つは、令和6年度に休・廃止、統合、取り壊しを含めて検討されるということで、これは今の建築住宅課の方が主体になってやられるんだと思うんですけど、そうしたことをやっていく際に、市民の皆さんにもそういう必要性や意義を共有したいと書いてありますし、そうだと思います。指定管理者、それから市民の方々と意見を調整しながらこういうことをやっていかれるのか、それともあらかじめしっかりと原案を作った中で意見交換会をしながらというような形になるのか、進め方としてどのような考え方で思っているのかお聞きをしたいなと思います。

## △市長（都竹淳也）

今も取り壊しを少しずつやっているんですけども、この後、本格的にやっていく際にはかなり賛否分かれるものをやらざるを得ないだろうなというふうに思うんですね。そうすると、意見を集約しながらというのは現実に難しく、ある程度こちらからこれということを示して反対がある程度あってもどこかに着手させていくというふうに考えざるを得ないのではないかなと思っておりますので、個々の話ですから、あくまでも一般論としか今の段階では言えませんが、大きな方向性としてはこれというふうに示して議論をするという流れになってござるところまでできているかなと思っております。

## ○委員（森要）

総務部長にお伺いします。一般質問のときのことで確認ですが、家を除去したときに外壁を何とか補助できないかということで質問しました。住宅リフォーム補助金があったのですが、今はそれがなくなりましたので住宅省エネルギー助成金で見える方法もあるということを知りました。しかし補助率が非常に少ないということもあって、「空き家除去の中に両側の外壁をやる場合も対象にしてほしい。」と質問したら、答えは壊す人だけと捉えていらっしやったのですが、私が言ったのは外壁の両側の方に新たに補助ができないかと言ったんですが、そのことについては理解してもらったのでしょうか。

## □総務部長（谷尻孝之）

後に森委員からそういったお話をいただきまして、取り壊す本人ではなくて両隣の方に補助できないかということですね。質問の趣旨というか、話は理解しております。

## ○委員（森要）

住宅省エネルギー助成金はどっちかと言うと補助率が非常に少ないです。前の住宅リフォーム補助金があった頃は、外側の壁の人も対象になるという説明があって、例えば外壁が100万円以下なら5分の1で20万円、100万円を超した場合は上限が50万円というふうになって、やっぱりそのぐらいかかると思うんですよ。だから今の住宅省エネルギー助成金の中では非常に難しい。省エネをすれば該当になりますよと言いつつも補助率が非常に少ない。また基盤整備部のほうでも質問しますが、住宅省エネルギー助成金の内容を加味しながら検討してもらいたいと思いますがどうでしょうか。

## □総務部長（谷尻孝之）

今ここでというわけにはなかなかいかないかと思っておりますので、持ち帰ってしっかり検討したいと思っております。

## ○委員（森要）

私が利用させていただいたときに、利用後は3年間は貸してはいけないし売ってもいけないということで、谷口総務部長は何か私たちが悪いことをしているというようなことをちょっと言われたような感じがして、あれはどういう趣旨でどうなのかということが分からなかったんですよ。だからどういう懸念があったのかということをもう一度整理して教えてもらいたいと思っております。

## ●委員長（前川文博）

一般質問の続きではないので、今のこの空き家除去ということでの回答でいいですね。（森委員「はい。」と呼ぶ）

## □総務部長（谷尻孝之）

空き家除却の補助金というのは、そもそもが単に取り壊すから補助しますという制度ではなくて、今にも崩れそうな危険な空き家を取り壊すというのを前提にした上での補助というところがまずあります。ですので、当然ながら例えば町中の方が単に家を出て行くので取り壊したいんやという、そういった趣旨とはそもそもの入り口として違うんです。私どもとしては、最初に3年間の売却等云々かんぬんという制約を設けたのは、制度の中でそういった補助金を使っていたきたくなかったという意味での3年間は設けているわけなんです。この間、少し話をしましたけど、一方で空き地になったところについてはこれからの利活用ということもありますので、そういったことも含めて検討していきたいというようなことでございます。

## ○委員（森要）

市のほうでは危ないところを優先的にやるので、初めからそれを利用して壊してもらって違うところへ行きたいなんていう人はまずいないし、採択もされないと思うんですよね。道の中が一番危ないな、これは危険だなと思うところについてを採択条件とされているところということも聞いておりますし、そのとおりでいいと思いますが、ただそういう懸念は私はないと思うんですよね。それをやって次の違うところへ行きたいなんていうことのためにやるということはちょっと考えられない。壊したいけど大きなお金がかかるから困っている。もしかしたらリフォームして利活用として人に貸すという方法もあるけど、そこまでの価値もない。そうするとやっぱり壊さなければいけません。ただ高額になる。そして危ない。今まではほかっていて、今はよそにいるけどどうしようかとなったときにということで、私はこのことについてはそういうことないと思うんですがどうでしょうか。

## □総務部長（谷尻孝之）

一般質問でも少しお答えしましたが、この制度ができて2年目という日の浅い制度でございますので、そういったところを含めて検証しながら進めていきたいと思っております。

## ○委員（高原邦子）

今はいろいろなことで法務局の登記関係は、管財課はしていないんですか。それぞれの課がされているんですか。

## □管財課長（砂田健太郎）

法務局への登記の手続きに関しては、基本的には管財課のほうで嘱託登記ということで行うという手続きになっております。

## ○委員（高原邦子）

長年かかるとは知っていて、前はよく知っていらっしゃる再任用の方を雇っていましたが、市が登記していないところがありますよね。例えば工事したところとかがいっぱいあるんですけど、今、法務局のほうでは相続したものは登記しないといけないという、余りにも登記がされなくて誰のものか分からないと。そういうことを我々一般人には要求しているわけなんです。そうしますと、飛騨市の場合もかなりの登記されていないとか、全然登記のとの字もしてないところがあると思うんです。その辺は今管財課がなくなり管財係ということになりますけれど、この1年でどれだけ市の登記しなければならぬ土地関係を処理されたでしょうか。そして今年度はどのくらいを予定しているのか、その辺ちょっと教えてください。

## □管財課長（砂田健太郎）

管財課で進めております登記事務の中で、例えば未登記道路というふうに一般的に言われるもので、道路敷の中に個人の名義の土地が残っているというところが多数ございます。これについてはリストがありまして、ここについては所有者の名義になっている方に寄附同意というものをしていただいて、同意をしていただいて寄附続きをして市の名義に変えていくということを順次進めております。

買ったんだけども登記が済んでいないというようなことについては、事務処理のたびにそこは完了させてきておりますので、現状ではそういうものはないというふうに考えております。ただ、過去に合併前の町村であったり、さらに前の町村で買ったんだけども登記がされていないという状況があって、そういう未登記道路ということになっているところは現状あるんだというふうに思っておりますので、そういったことで買ったんだけども登記がされていないものについては、今言いました未登記道路の処理ということで順次進めさせていただいております。

買ったかどうかというところにつきましても、過去に例えば道路を拡幅するんだけども、土地に関しては無償で提供してもいいですよということでされてきたような土地もたくさんあるんです。そういったことで名義が民地であるということもありますので、全て買ったかどうかということは分からないものですから、現状としては土地の所有者に寄附をしていただくということで登記を進めているということになります。

## ○委員（高原邦子）

なぜかといいますと、土地の所有者が元の所有者のまま土地を譲られているわけなんです。そうすると、それが登記簿に載ってないと例えば不動産売買の業者、宅地建物でやっていらっしゃる方が登記簿を見ると、結局はこちらのほうの方が囲繞地になってしまうんですね。そうすると、囲繞地には物は建たないよとかいろいろなことを言って誤解を招く。不動産の売買の円滑な活動になってこないという状況が、あえて市の無登記状態でなっているということがあります。

これは本当にこつこつやるしかないし、すぐに今日の明日のなんてことは無理だということは分かっているんですけど、管財の仕事って結構あるんですよ。ですから、寄附してもらった土地もいま一度どうなっているかということは、そういったものに携わった方がいらっしゃるうちにしっかりとやっておかないとわけが分からなくなります。前に神岡町のほうでやっていた方は若かったけどお亡くなりになってしまったので、本当に今分からなくなりつつあるんです。そういったところを砂田課長にお願いしたいんです。きちんきちんと飛騨市のものだというをはっきりと登記簿でもコツコツやっていくと約束していただけますか。

## □管財課長（砂田健太郎）

先ほども申しましたけれども、買ったんだけども市の財産になっていないというものについては、現状把握しているものとしてはないということなんです。委員がおっしゃっている具体事例が分かりませんので、後日その辺り具体的に聞かせていただければまた対応策を考えたいと思いますので、一般論としてはそういうものは把握していないということをお願いします。

## ○委員（籠山恵美子）

予算書の3ページに書いてあります、地方消費税交付金5億4,280万円、今年度これが計上されています。資料の令和6年度飛騨市予算の概要の26ページを見ているんですけど、ここにも書か

れてあるように「社会保障と税の一体改革により、消費税率の引き上げによる増収分は、全て社会保障の財源に充てることとされています。」と書いてあります。そのとおりです。ですけども、実際に予算の振り分けを見てみますと、交付金が5億4,280万円入ってくるんですけど、うち社会保障財源化分、社会保障に使いましょうと、その財源にしましょうと予算を立てているのは2億9,600万円です。これは全て社会保障の財源だと言っているんだったらもうちょっとちゃんと予算を立てればいいのかと思いますけれども、この辺りの市の考え方というのはどうということなんでしょうか。

□財政課長（上畑浩司）

今委員にご指摘いただいたところ、飛騨市予算の概要の26ページをご覧ください。と思いますけれども、この右側の中段の表を見ていただきますと、地方消費税率というのは引上げ分と従来分と2つに分かれます。今回予算を計上した5億4,280万円というものの引き上げ分、つまり社会保障財源に充てる分というのは、率にして22分の12、この部分を充てなさいというふうに決められています。この残りについては一般財源として利用していいというような考え方でございますので、この表はあくまでもその引上げ分の社会保障財源に充てる分ということをお示しするための資料ということでございます。

○委員（籠山恵美子）

分かりました。それが2億9,600万円ということですね。それはそれでいいです。社会保障に使うんだ、ちゃんと色づけするということですけど、あとは一般財源化してしまうということ。そこについて、でもそもそもが消費税は何のためにどんどん10%まで引き上げているのかというと、来るべき高齢化社会に対応するため全て社会保障のために使いますということをやっている税制ですから、あとは一般財源化してもいいということになっていても、飛騨市はでもそれも全て社会保障に使いますよということもできるわけですね。その辺りの考え方をもうちょっとお聞きしたいなと思いますけど。

□財政課長（上畑浩司）

一般財源というのは、いわゆる何に使ってもいいという経費ですから、簡単にいいますと社会保障に関わる担当職員の人件費に充てもいいわけなんです。ですから、今の消費税交付金に限らず普通交付税もそうなんですけれども、一般財源として交付されるので何に充てもいいですよという考え方の中で、幅広く対象経費に充当しているという考え方です。したがって、今の社会保障財源分の22分の12というのはこのようにして明示させていただいておりますが、この一般財源分の従来分、22分の10についても当然飛騨市はこの社会保障に関わる幅広い経費に充当しているという考えですので、これに充てずにほかのものに使っているという認識はございません。

○委員（籠山恵美子）

ということは、一般財源化してもいいよと言われている22分の10というものの内訳というのはちゃんと明確になっていますか。例えば、人件費って社会保障費でしょうかね。

□財政課長（上畑浩司）

この分については明確には示しておりませんが、我々の人件費も当然社会保障に関わる経費として必要なものです。ですので、こういったそもそも一般財源で措置している歳出に充て

ているという考え方で財政運営をしているということでございます。

△市長（都竹淳也）

ちょっと補足します。この26ページの表を見ていただくと、そもそも今の2億9,600万円では全く足りないんですね。社会保障関係費全体で40億円あるわけですから、残りの分は当然そういうところに充たっているとご理解いただければ。全体として色がありませんけど、この数字を見ていただければほかに使うというような余裕がもともとないので、全て社会保障関係費に充たっていると行っていただいて間違いではないということになります。

○委員（籠山恵美子）

そういうふうに信じたいと思います。例えば後期高齢者の医療制度や何かをこの条例改正でやっているときにも、結局足らずにそこに支援金が増やされたりしているわけじゃないですか。そういうところに社会保障財源分の残りの22分の10をここから振り分けてやればさらに負担が増えるということはないのに、そういうことは考えないのかなと思っているものですから、その辺りは飛騨市としてどういう一般財源化というものを、そもそも大見出しは社会保障の財源ですと言われていながら、でもこの一部は一般財源化して好きなように使っているですよって言われても、社会保障が足りないんだったら次々と負担を増やすのではなくて、それはもちろん一般財源全部含めたところで、まずそれを優先的に引き上げないように埋めましょうという姿勢になるのかな。なっているんだったらありがたいなと思うんですけど、その辺りはどうかと思ひまして。

△市長（都竹淳也）

その40億円以上地方消費税の交付金があればそういう議論ができるんですけど、そもそも40億円必要なところで5億4,000万円しかないんで、当然5億4,000万円分は全部使っているよということなんですね。なので、これそれを上回るほどあればほかのことに充てるということは可能ですが、その中にもう完全溶け込んでおりますので、したがって、事実上地方消費税交付金は全て社会保障関係に充たっていると行って過言ではないという理解をしていただくのが一番よろしいかなと思います。

●委員長（前川文博）

以上で質疑を終了いたします。

◆休憩

●委員長（前川文博）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時42分 再開 午前11時45分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

## ◆議案第45号 令和6年度飛騨市一般会計予算について

## 【企画部所管】

## ●委員長（前川文博）

議案第45号、令和6年度飛騨市一般会計予算について、企画部所管の歳入・歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

## □企画部長（森田雄一郎）

それでは企画部所管の新年度予算についてご説明をいたします。

最初に歳入についてご説明いたします。予算書の準備をお願いいたします。ファイルは議案第45号、令和6年度飛騨市一般会計予算です。主なもののみご説明をいたします。27ページをお開きください。02国庫補助金、下から2つ目、07電源立地地域対策交付金です。これは令和5年度より新たに交付されることとなりました電源立地促進対策交付金でございます、令和5年度から令和11年度の7年間にわたって国から交付されるものでございます。

次に34ページをお願いいたします。上段の囲み、02県補助金、08電源立地地域対策交付金です。本年度と同様の額を計上しております。

次に36ページをお願いいたします。下段の囲みの01一般寄附金ですが、ふるさと納税の寄附金を5億円計上しております。

次に歳出についてご説明いたします。予算書47ページをお開きください。ふるさと納税の関係経費でございます。02総務費の01一般管理費になりますけれども、07報償費の006ふるさと応援寄附金返礼品に1.4億円を計上しております。ほかに主なものといたしましては、48ページの11役務費のうち001通信運搬費に約3,600万円、003手数料に約5,000万円、12委託料になりますけれども、49ページ上から2つ目、304ふるさと納税業務委託料の全額、その下、410地域産品発掘プロモーション支援業務委託料の全額、471ワンストップ特例申請受付業務委託料の全額です。次に50ページをお願いいたします。中ほどの25寄附金ですが、東京大学宇宙線研究所及び東北大学ニュートリノ科学研究センターへの寄附を計上しております。

67ページをお願いいたします。最上段ですけれども、02総務費の中の05統計調査費の01指定統計調査費です。令和6年度は農林業センサス及び全国家計構造調査が実施されますので、その費用を計上しております。財源は全て県からの委託金となります。

ここからは主要事業の概要、事業別説明資料にてご説明いたします。ファイルは令和6年度予算主要事業の概要、事業別説明資料の企画部版というものでございます。なお、予算額につきましては各シートに記載されておりますので説明は省略をさせていただきます。

まず3ページ目をお願いいたします。市政20周年記念事業の推進です。ご承知のとおり本年2月1日で市制20周年を迎えておりまして、事業概要の②に記載しております、市制20周年記念まちづくり事業への支援につきましては本年度予算においてスタートさせていただいております。新年度予算に盛り込ませていただきましたのは、記念式典の開催経費、記念誌の制作及びまちづくり事業支援の令和6年度分となります。記念式典につきましては12月に開催を予定しております、講演会や未来を担う子供たちの活躍を披露する場とする予定でございます。式典に合わせまして、20年を振り返る記念誌も製作させていただきたいと考えております。まちづくり事業への支援については本年度からの継続となりますが、最下段に記載のとおり、新たに補助金の申請

から交付に係る事務につきまして外部団体へのアウトソーシングを行います。

次に4ページをお願いいたします。市政広聴の充実です。市ではご承知のとおり市長が市民と直接対話する「ほっとサロン」や、学校訪問を行って児童生徒と対話する機会などを設けております。また、毎年市政世論調査も実施し市民ニーズの把握に努めているところです。一方でこういった広聴事業を進める上で課題も見えてきております。例えば市政世論調査のインターネット回答ができていないこと、子供たちの意見を聞くコンテンツの不足、市長との直接対話を申請するハードルの高さなどがございます。これらを解決すべく、新年度においては事業概要に記載のとおり子供世論調査を普段使用しているタブレットを用いて行い、子供たちの多様な考え方、市への要望などの把握に努めたいと思っております。また、2点目ですけれども市政世論調査について、紙媒体に加えインターネット経由で回答できるように改めたいと考えております。さらに3点目、「おでかけ市長室」の復活です。過去に行っていた方式ですけれども、市長が1日市内の温浴施設等に出向き予約不要で誰でも気軽に市長と対話できる場をつくりたいと考えております。また、ここに記載はありませんけれども、市内各区等において市民の皆様から直接市長がお話をお伺いできる機会を増やしていきたいとも考えております。

次に5ページをお願いいたします。シティプロモーションの推進です。市の魅力の情報発信をさらに強化したいと考えております。具体的には事業概要に記載のとおり、シティプロモーションのためのリーフレットやポスター、動画の制作を行いプロモーションに活用いたします。また、4点目ですけれども、全国プレスリリース配信サービスを活用して事業の誕生秘話や成功したキャンペーンの裏話など、企画、実施、それに至る過程で苦慮したことや担当者の熱い思いなどを発信することによって市の政策のプロモーションにつなげてまいります。5点目の政策プロモーションイベントの開催では、市として大きくPRする必要がある事業について広報イベントを展開する予定です。6点目の市民のプロモーションですけれども、専門ライターが様々な市民を取材し、その方の人となりや生きざまなどの記事を作成し、広報ひだや市ウェブサイト、SNS等で発信するものです。

6ページをお願いいたします。平和な社会への貢献です。市民の平和意識の醸成については令和5年度より取り組みを開始しておりますけれども、来年度の拡充ポイントといたしましては、事業概要の2点目の平和について考える機会の創出です。これは被爆地である長崎市から実際に被爆された方に飛騨市に来ていただき、被爆体験講話会を実施いたします。戦後80年近くなりまして語り部の方も高齢になる中、非常に貴重な機会になると考えております。昨年度から始めた「平和なまち絵画コンテスト」や平和をテーマとした短歌コンクール、長崎市で開催される「青少年ピースフォーラム」への派遣は継続実施いたします。また、市として令和6年度に平和都市宣言を宣言できればと考えておりますけれども、今年度から引き続き、市民の方々にご参加いただいている検討委員会で議論を重ねていきたいと考えております。

7ページをお願いいたします。飛騨市ファンクラブの交流推進です。ファンクラブは本年1月時点で会員数1万3,000人を突破しているところです。引き続きクラブ会員に向けた市の魅力発信などを行ってまいります。事業概要の3点目、改善する事業ですけれども、現在おもてなしクーポンをご利用いただける店舗、これを「おもてなし店舗」と呼んでおりますけれども市内外にご覧のとおりでございます。加えてファンクラブ会員が応援する推奨店舗という取り組みを行って

おりますけれども、こちらは開拓には至っておりません。これらの増加の取り組みを行い、すぐには言えないかもしれませんが、飛騨市産の食材の利用促進にもつなげていきたいと考えております。そのほか既存の取り組みではありますけれどもファンクラブ内の部活動の活性化、おもてなしクーポンの活用、交流イベントの開催、オンラインショップによる市内特産品購入機会の創出などに引き続き取り組んでまいります。

8ページをお願いいたします。関係人口と共創するまちづくりです。ご承知のとおり飛騨市の関係案内所「ヒダスケ！」は発展し続けておりまして年間1,000名もの方々が参加するまでに至っております。この取り組みが評価され、様々な賞もいただいているところです。令和6年度におきましては事業概要の1点目にも記載しておりますように、多様なヒダスケ！の運用ということで、新たに企業が行うCSR活動と市内の困りごとをマッチングする企業版ヒダスケ！の仕組みを創設したいと考えております。創設に伴い参加される企業の社員の方の滞在費について一部を支援することといたします。また、2点目としてゼロ予算ですけれども、市と関係がある企業や市に関心を持つ企業をつなげるための関係法人登録制度を創設することとし、企業版ヒダスケ！などを振興していきたいと考えております。

9ページ目をお願いいたします。関係人口の調査研究とプロモーションです。ご承知のとおり「未来のコミュニティ研究室」、FCLと呼んでおりますけれども、設立して関係人口に係る研究を行っているところでございますが、令和6年度におきましては事業概要の1点目ですけれども、これまでの研究成果を1冊の本にまとめ市内外へのプロモーションに役立てたいと考えております。なお、財源は企業版ふるさと納税でございまして、既にめどは立っております。2点目の未来のコミュニティ研究室設立5周年記念フォーラムの開催ですけれども、昨年の12月に開催し、高評価を得た関係人口シンポジウムに続きまして、市の関係人口プロジェクトの取り組みや研究成果を市内外に発信すべく有識者を迎え参加型のフォーラムを開催したいと考えております。

10ページ目をお願いいたします。子育て世代と新たな関係を築く保育園留学です。ご承知のとおり保育園留学は令和5年度から実施検証の取り組みを行ってきておりますけれども、令和6年度からは年間を通じて受け入れを行っていききたいと考えております。9組の親子を受け入れる計画です。こういった取り組みを通して新たな関係人口の創出につなげ、地域経済の活性化にも寄与していきたいと考えております。

11ページをお願いいたします。台湾新港郷との友好交流の推進です。平成29年に新港郷とは友好都市提携を結んでおりますけれども、民間交流は平成6年からスタートしておりまして、令和6年は30年目の節目になります。それを記念いたしまして新港郷において飛騨市新港郷友好交流30周年記念式典が7月に開催される予定であり、市として参加する予定です。この式典に合わせ市民にもご参加いただける新港郷訪問ツアーを企画する予定です。また、青少年交流事業なども継続して実施していきたいと考えております。

12ページをお願いいたします。国の制度を活用した地域活性化人材の登用です。今議会の一般質問の中でも人口減少への対応について複数の議員よりご質問をいただいておりますけれども、地域おこし協力隊ですとか集落支援員、プロジェクトマネージャーの有効活用もその対応の1つと位置づけることができます。これらの制度はご承知のとおり国から特別交付税措置がなされ、

財政支援を受けることができるものですので積極的に活用しております。事業概要にはそれぞれの地域、プロジェクトに活用する内容の記載がございますが、追加配置を予定している部分のみご紹介したいと思います。まず1点目の集落支援員ですけれども、宮川地区へ1名追加で配置する予定です。2点目の地域おこし協力隊については、次のページになりますけれども河合町の山中和紙に係る隊員を新規で1名、神岡町山之村地区の移住者獲得を目指す隊員を新規で1名配置したいと思います。3点目の地域プロジェクトマネージャーですけれども交流人口の拡大等の目的に新規に1名を配置する予定です。なおこういった人材活用制度全般の窓口は企画部で所管しておりますけれどもそれぞれの具体的な活用につきましては担当部署が異なっておりまして、13ページの下段に記載しておりますので詳細をお聞きになりたい場合は各部署にお尋ねいただくとよく分かるかなと思います。当部の所管は関係人口コーディネーター及び地域プロジェクトマネージャーになります。説明は以上です。

●委員長（前川文博）

説明が終わりました。

◆休憩

●委員長（前川文博）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時59分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

事業別説明資料の10ページ、子育て世代と新たな関係を築く保育園留学ですが、今回は河合保育園で新たに9組という予定ですが、この関係人口をつくることは大変いいと思うんですけど、例えばほかの神岡町だとか古川町とか、そういったところにも拡大することは無理なのでしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

ご承知のように今年度も河合保育園で実証的にやらせていただいております。現時点では受け入れ体制の関係もございますので河合保育園をとということで想定しておりますけれども、委員おっしゃるとおりほかの地域でも可能性があれば、そこは追求していきたいと考えております。

○委員（佐藤克成）

事業別説明資料の12ページ、集落支援員の配置で1,120万円の事業費を計上されていますけれども、集落支援員1人当たり445万円の計算ですと、今回は4名配置されるということですが、事業費と単純に掛け算したものと合わないのですが、こういった内訳になりますでしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

どこでだったかちょっとご説明したかと思いますが、宮川町地内に入ってきている集落支援員は、当初の段階においては1年間ずっと常時勤務していただくというか、従事していただくというような前提でございましたけれども、その後、常時というのは難しいということで、その都度その都度という形での従事の仕方をしていただいておりますので、その部分が小さくなっているということでございます。

○委員（佐藤克成）

集落支援員の活動については、担当部長にお聞きしたほうがよろしいでしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

制度自体は当部で所管をさせていただいておりますけれども、その取り組みの内容につきましてはそれぞれの部署にお尋ねいただいたほうがより詳しくお聞きいただけるかと思います。

●委員長（前川文博）

それは具体的にどこで聞いたほうがいいですか。まだ新しいのでそこら辺は分からないと思うので。

□企画部長（森田雄一郎）

先ほどちょっとご説明させていただきましたけれども、13ページの下のほうにそれぞれの部署がございます。本日から予算特別委員会を開催されておりますので、その関連する部署のところでお尋ねいただくのが一番かと思います。

○委員（籠山恵美子）

10ページの子育て世代と新たな関係を築く保育園留学ですけれども、方向性としてはとてもいいことではないかなと思うんですが、ただ、いま一つ目的というか、これをやって飛騨市は将来何を目指しているのかというところがちょっと分かりにくい。だって使っている事業費の財源はふるさと納税を使うわけですよ。本気で何かやろうと思うんだったら、市の本予算で本格的にやってもいいのと思うけれども、とりあえず今は市税とは関係ないふるさと納税でやるってやっているんですし。

それから、まだ今年度も実験的な要素もあって河合保育園でやられるのかなと思いますけど、将来的には移住者を増やしたい、飛騨市の人口がもっと増えるようなまちづくりの1つのフェーズとしてこれを活用していきたいとか、そういうことなんですか。

□企画部長（森田雄一郎）

これもそうですし、例えばファンクラブだとか関係人口だとか、それぞれふるさと納税の財源を使わせていただいております。今委員ご指摘のところでございますけれども、やはり最終的に移住していただけるのはとてもありがたいと思いますけれども、移住ってなかなかハードルが高いと考えておまして、やっぱり関係人口を増やしていくということが第一義的にはあるのではないかなと思います。関係人口でその後もつながっていただいて、市の施策上例えばふるさと納税していただいたりとかいろいろところで関わっていただいて、ファンクラブに入っていたりといったところもございまして、二次的ですけどもこういった事業を通じて現地に1週間から2週間程度は滞在いただきますので、それなりの経済効果ももちろんあると思います。そういったところを狙いながらこの事業を進めているところです。

## ○委員（籠山恵美子）

この場合は保育園留学ですけど、よくテレビのドキュメントでやっているのは、不登校の子を離島に留学させて、そこで成長させるというものとか、それから飛騨市でもかつては子供たちが3人ともアレルギー体質で、都会では暮らせないと行って数河のほうに移住されて、子供を大きくされて帰ったみたいですけど、そういう例もあって地の利を生かした人口を増やすための政策を飛騨市はいろいろとやれそうだなと思うんですけども、実際ふるさと納税って駄目だったらいいやという感じで使われるものでもないだろうけど、ふるさと納税でやっていくということがいま一つ本腰入っているのか入っていないのかなという感じがするんですけど、まず実験的に入口はこれでやるということにふるさと納税というものを使うんですか。

## □企画部長（森田雄一郎）

必ずしも実証実験的な入口にということにふるさと納税を充てるというような、そういう考え方は持っておりません。たまたまこの事業につきましてはふるさと納税という財源がありますのでそこを活用させていただきたいと考えておりますけれども、市長もる説明しておりますように、ふるさと納税はどのようになるか分からない非常に移ろいやすい制度でございますので、そのために一定の財源は留保しているということになります。なのでこの事業も実証実験的に始めておりますけれども、ふるさと納税の制度がどこかでクローズするような形になれば、ある一定期間は留保した財源を活用しながら有効だと考えればやっていけばいいと思いますし、それ以降ももちろんこれが有効だなということであれば一般財源を使うというようなこともありかなというふうに考えております。

## ○委員（野村勝憲）

ふるさと納税関連で、予算編成検討内容の24ページから25ページを開いていただけますか。この中でソーシャルビジネス創出支援ということで、現在までに猫の事業に対して約4億9,600万円寄せられていますね。そのうち株式会社ネコリパブリックに対しては年間5,000万円、令和4年度から令和8年度までの5年間で2億5,000万円。差し引きますと2億4,600万円余ってくるわけですけども、これはほかの猫の事業者に使うということなんでしょうか。

## □企画部長（森田雄一郎）

基本的に一般的なふるさと納税から寄せられたものでございますので、委員ご承知かと思えますけれども、そのうちの半分は経費で使われますので、残りの部分を交付するというところでございます。

## ○委員（野村勝憲）

そうしますと、株式会社ネコリパブリックは猫がテーマになっているので、ふるさと納税は前々から言っていますけれども、返礼品競争なんですよ。例えば約4億9,600万円のうち猫に関した、例えばペットフードとかあるいはグッズなどの返礼品は、どのくらいの返礼品があったんですか。飛騨牛とかそういうものは分かりますよ。当然、猫の事業だから猫に関心のある人が寄せられているわけですから、当然その辺は猫事業の関係でそういった商品を返礼品で扱っていらっしゃると思いますが、金額はどのくらいあったんですか。

## □企画部長（森田雄一郎）

猫関係のコラボグッズというものももちろん製作をされております。非常に大きな金額ではな

かったと思っておりますけれども、今手元に資料がないものですから数字は持ち合わせておりませんので申し訳ありません。

○委員（野村勝憲）

4億9,600万円が一番大きい返礼品、そのくらいは把握されているでしょう。私はいつも基本的なことを聞いているんですよ。

□企画部長（森田雄一郎）

あくまでもこの目的が保護猫活動への寄附ということでございますので、何が返礼品で選ばれているのかということをお知らせすると、やっぱり飛騨牛が非常に大きなウエートを占めているかなと思います。

○委員（澤史朗）

先ほどの保育園留学のことについてお尋ねします。令和5年度、試験的に冬場やられたと思えますけれども、1組の利用があったというふうにお話を聞いております。その方の感想といったものはどんな感じだったのでしょうか。

□総合政策課ふるさと応援係長（土田憲司）

今年度につきましては2月25日からの1週間、親子3名での滞在という形になりました。最初に入られたときに宿となりますゲストハウス、こちらのオーナーから大変歓迎を受けたということで、まず初日から非常に楽しみにしているという状況だということをお聞きしました。

1週間子供が保育園に通いましたが、初日は緊張しておりましたが、園長先生からも聞きました子供もすぐに慣れまして、みんなと楽しく遊んでいたということです。河合保育園の園児たちにとっても非常に貴重な体験だったということをお聞きしております。最終日には送る会をしたということですが、また来年も来たいということで園児も申しおりましたし、保護者の皆さんもなかなか休暇が取れない中、この1週間の中で夫婦揃って休暇を取ってこの飛騨地域を楽しむことができ非常によい経験ができたという感想をいただいております。

○委員（澤史朗）

リピーターになってくれそうな気配があるということで、非常によかったのかなと。滞在期間としては1週間ということで、保育園は週末は休みなので実質園に通ったのは5日間かなというふうに考えますけれども、保育園児ですと必ず両親がついて来なければいけない。通園するのは河合町ですけれども、宿泊するのは古川町内ということで、保育園の時間だけではなくて、保育園が終了してからお友達と一緒に遊ぶような機会というのは今冬場でそれもなかなかできなかったのかなと思いますけれども、短期なのでもっとそういった時間を増やすような。ただし、園内だけでいいですよというような利用者の方のご意向もあろうかと思えます。その辺も一例しか事象がないので、令和6年度に関してはその辺を踏まえてやってくださるというふうに考えております。

これは教育委員会のほうと絡むかもしれませんが、今は対象が保育園ですけれども、小学校とかに関して似たような形態のことを今後考えていくというようなつもりはありますでしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

保育園はどちらかと言うと多少融通が利くところがございますけれども、小中学校の義務的な

教育というところはハードルが高い部分が正直ございます。実は高校生留学みたいなものは既に事業化されているところがございます、やはり高校までいきますとちょっと緩やかな部分があるんじゃないかな。その部分は取り組みが始まっているところだというふうに聞いております。したがって、いろいろと動向を確認しながらできるところからやっていきたいというふうに考えています。

○委員（中田利昭）

事業別説明資料の12ページ、分からないので教えていただきたいんですけども、2の事業背景・目的に「特別交付税による国からの財政支援のある人材活用制度を導入し、」とあるんですけど、例えば事業を増やせば交付金も大きくなるのかをお聞きしたいのが1点と、この人材活用というのは飛騨市民の方を登用しないと駄目なのか外部から頼んでくれるのか、2点をお聞きします。

□企画部長（森田雄一郎）

事業規模というか、プロジェクトがありそこに1人従事をする。例えば集落支援員であれば特別交付税が445万円措置されて、地域おこし協力隊であれば480万円まで措置されるということがございます。ですので市の中でそういういいプロジェクトがあって、1名、2名、3名、4名と。高山市も来年度から非常に積極的に活用されるというふうにお聞きしておりますけれども、それだけ増えていけば増えたなりの特別交付税措置が得られるということがございます。

それと2点目ですけれども、その名が示すような感じかもしれませんが、集落支援員というのはその地域のことをある程度よく分かっているという方に就任いただくのが通常でございます。ですので、この地域に暮らしていらっしゃる方が集落支援員としての任に当たっていただくというのが通常だというふうに考えております。それに対しまして地域おこし協力隊というのは、私どものヒダスケ！をやっておりますけれども、外にいらっしゃる方で一定の条件はございますけれどもその方が当地にいらしゃってプロジェクトの任に当たっていただくと。なので別にこの地域のことをあまり深く知らない方でも、地域おこし協力隊として取り組みをしていただけるという立てつけになっております。

○委員（森要）

12ページでございます。地域おこし協力隊の任期、（1）と（2）は書いてありますけど（3）の飛騨産直市そやなは継続で、任期というものがあるのかないのかを教えてください。

□企画部長（森田雄一郎）

地域おこし協力隊は基本的には3年を期限というふうにされております。ただし、今コロナ禍ということを経験しまして、コロナ禍で活動も十分にできなかったというような事情もございまして、総務省のほうからその期間にかかった方は最大2年延長してもいいというような措置が取られております。

○委員（森要）

飛騨産直市そやなは継続ですとあげておりますが、任期というものはあるのでしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

次のページの頭のところにずれてございまして、ここに記載がございます。

○委員（谷口敬信）

事業別説明資料の11ページをお願いいたします。事業概要の①の新規ですが、飛騨市・台湾新

港郷友好交流30周年記念式典への参加で831万円という予算を見てあるのですが、規模としていたしましては飛騨市の職員とかそういう関係の方と、あとは飛騨市民を公募して幾らか補助するというようなイメージだと思うんですけども、大体幾らぐらいの補助が出て何人ぐらいを想定していらっしゃるのか教えてください。

□企画部長（森田雄一郎）

新港郷の30周年ですけれども、せっかくのこういう機会でございますとお誘いもいただいております。なおかつ、できれば当地の伝統芸能の披露もしていただきたいというオファーもいただいております。したがって、市の職員及び、30周年でございますので昔から関係して下さっている方々にも若干お声掛けをさせていただき、先ほどご説明した伝統芸能の方々にも一緒に行っていてご披露していただくとありがたいなというふうに考えておりました、総勢で大体25名程度で行きたいなというふうに考えております。

それに加えて、できれば7月の30周年の時期に合わせて、非常に暑い時期ではございますが市民参加型のツアーというものも催行させていただきたいというふうに考えております。

○委員（谷口敬信）

ということは、一般の市民の方は25名以外ということですか。

□企画部長（森田雄一郎）

ゆかりのある方にお声掛けをして一緒に行っていただきたいという方もいらっしゃいますけれども、ツアーは市民の方を想定しております。

○委員（谷口敬信）

一般の市民の方ですと補助金とか助成金は考えていらっしゃるのでしょうか。

□総合政策課長（田中義也）

市民ツアーの計画においては特に補助金は考えておりませんが、予算の中で負担金として100万円ほど見ているんですけれども、それは何かといいますと空港までのバス代ですとか宿泊代の一部を市が負担するというので、100万円は市民ツアー参加の方から差し引く額、補助金で交付ではなくてあらかじめ市で若干費用を見るところで、通常のツアーよりも安く参加できるようにしております。

○委員（谷口敬信）

私も去年参加させていただいたんですけども、今後ともこのような式典とか向こうから来ていらっしゃるとか、交流をどんどん進めていただけたらありがたいと思いますので、今後ともこういったことを企画されてやっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。それプラス一般市民の補助金の額を増やせるように、極力努力をお願いいたします。

●委員長（前川文博）

質問の形にしてください。ここは質疑の場所ですので。自分の意見を述べる場所ではありませんので、質問の形で終わるようにしてください。

○委員（谷口敬信）

補助金をもう少し上げる努力をしていただけるでしょうか。

□総合政策課長（田中義也）

時期的なことがありまして一応7月にこの民間交流のイベントを予定してまして、それに合

わせて市民ツアーに参加していただく予定ですので、募集を年度明けてすぐを開始しなければいけない。その際にも金額も提示しなければいけないということがありまして、今年度につきましてはこの計画で進めさせていただければと思います。

○委員（住田清美）

事業別説明資料の5ページ、新規でシティプロモーションの推進というものがありまして、「市の魅力的なヒト・モノ・コトを発信するためのコンテンツ」ということが書いてあるのですが、概要のところはシティプロモーションのリーフレットですかポスターとか動画とあるんですけど、まちづくり観光課でもポスターとかリーフレットを作りますが、まちづくり観光課が作るのと企画部が作るシティプロモーションのちょっとした違いをもう少し分かりやすく教えてください。

□企画部長（森田雄一郎）

まちづくり観光課ということになりますと、市の魅力を伝えて外の方から当地に来ていただくといったようなことが主な目的になると思います。ですので、どうしても紹介するものは市内の観光資源ということに着眼点がいくと思います。市の全体的なシティプロモーション的なものにつきましては、当地のこういう人がこういう地域でこういう生活をしている。非常に今まではあまり外に対してそういう部分ってPRがしにくかったというような部分もあろうかと思えますけれども、そういったところも1つの魅力ではあるなというふうに考えておりまして、飛騨市を真正面からというか、知っていただくというようなところの着眼点を1つ持ちまして、これらのものを制作させていただきたいというふうに考えております。

○委員（住田清美）

委託でされるという予算立てになってはいますが、委託業者というのはどういうところをイメージされているんですか。これは市内の方も含めて委託業者を想定されているんでしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

例えば金額が大きい動画の制作、今年度から既に進めさせていただいておりますけれども、こういったものにつきましてはいろいろな業者がいらっしやいますので一般的な公募というか、募りましてプロポーザル審査会を開いて、実施内容とかをよくお聞きした上で決定をしていくというプロセスを取っております。

○委員（住田清美）

財源内訳に補助金がありますけれど、この補助金は国か県の事業の補助金でしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

一般財団法人地域活性化センターというところがございますけれども、そういったところの補助金がありまして既にエントリーをしていたりしています。

○委員（井端浩二）

事業別説明資料の7ページ、飛騨市ファンクラブについて確認をさせていただきます。市制20周年ということで記念式典や市民が行う記念事業についての支援をやる予定ですが、飛騨市ファンクラブとしては20周年というイベントといたしますか、何か企画をするかということもあるんですが、「ファンの集い（東京、愛知ほか）」とありますが、北陸方面でやる予定はないのか、その辺を確認させてください。

## □総合政策課長（田中義也）

飛騨市ファンクラブの事業につきましては市の直営事業ということで、特段20周年を冠にしてイベントを名打つことはあるかもしれませんが、何か特別な記念事業を行うということは今のところ計画はございません。あとファンの集いの北陸につきましては、今のところどこということで決めたところはございませんけれども、今後そういった話があれば計画もありますし、あとお出かけファンクラブという制度で要望があれば行って集いをするということも考えられます。今のところ予定には入っておりません。

## ○委員（野村勝憲）

関連で20周年記念事業ですけども、記念式典を12月にするということですが遅すぎませんか。

## □総合政策課秘書室係長（横山理恵）

20周年の記念事業につきましては早い段階から予定はしておいたものの、著名人の方を呼んだほうが市民の方にも参加していただきやすいという判断のもと、著名人を探していたところでその方のご都合により12月の開催に至ったものです。

## ○委員（野村勝憲）

その著名人という方は飛騨市とゆかりのある方ですか。

## □総合政策課秘書室係長（横山理恵）

今回お願いしている方についてはまだお名前は言えませんが、飛騨市とはゆかりのない方をお願いしております。

## ○委員（野村勝憲）

当日の式典に当たっての予算を組まれていると思いますけども、ギャランティー含めて予算的にどのくらいの規模でやられるのでしょうか。

## □総合政策課秘書室係長（横山理恵）

今回の記念式典に関する予算ですが、秘書室のほうで見ておるものの中には講師料は含んでおりません。今回は市民カレッジの予算のほうで、もともとの年間事業の中で組んでいる形を取っております。

## ○委員（野村勝憲）

それで金額は。

## □総合政策課秘書室係長（横山理恵）

ギャランティー等についてはまだ交渉中のため、この場での答えは差し控えさせていただきます。

## ○委員（籠山恵美子）

事業別説明資料の3ページ、市制20周年記念事業の事業概要というところですけども、町の中でも興味を持っている方がぼつぼつといらっしゃって、だけこの内容が分からない、これだけでは分からないんですよ。私も見たけど何をやったらいいのか、タブーはないのか。農林だろうが観光だろうが福祉だろうが、いろいろな課にわたるような何でもグループで、20周年にふさわしいようなそういうものを盛り上げて何かやろうと。1発かもしれないけど記念式典のときに周りにテントを張って何かやるのか、1年かけて何かやるのか。自分たちの将来の事業につながるようなもので、この機会にぽんと20周年記念としてそれと結びつけてやろうかみたいな、ア

アイデアは浮かぶそうですけど実際何をどうしていいのか分からないと言うんです。これを応募するに当たってもう少し詳しく、こういうものでもいいですよとか、例えばこういうものもありですよみたいな、そういうものはないんですかね。

□企画部長（森田雄一郎）

委員のもとにもいろいろお尋ねが行っているのかなというふうに今お聞きをしておりましたけれども、市のホームページ上で一応詳しく掲載をさせていただいております、いろいろな方々からこんなことでもいいのというようなご相談を受けております。この市役所でも受けておりますし、振興事務所でも相談を受けておりますので、もしそういう方いらっしゃれば気軽に市役所のほう、あるいは振興事務所のほうにお尋ねをいただくととても助かりますので、その方にお伝えいただければと思います。

○委員（籠山恵美子）

自分たちがやりたい、こんなことをやりたいんですけどこれはこれに適用できますか、ここで利用活用できますかと市役所のほうに積極的に聞いてもらえばいいということですよ。

□企画部長（森田雄一郎）

そのとおりでございます、ぜひお願いしたいと思います。ただし、大きなところで言えば飛騨市内全体の交流が生まれるようなイベントというか、そういう事業の仕立てにさせていただきたいと思っております、例えばこの地区のこの自治会の中だけで盛り上げたいんだという話になりますと交流というところがあまりないだろうなということがありますので、ぜひそこは交流があるような形で盛り上げていただけるような事業と、そういうところの制約がございますので、お伝えいただければと思います。

○委員（森要）

事業別説明資料の13ページ、河合町の伝統工芸品である山中和紙を後世に残すために販路拡大を目指すということで新規であります。候補者はあるのかということと、コロナ禍関係で販売が非常に悪くなったとか、そういう背景はどうかということについて伺います。

□総合政策課ふるさと応援係長（土田憲司）

詳細につきましては河合振興事務所でのご回答もあろうかと思いますが、私のほうで把握している限りの内容でご説明したいと思います。河合町の伝統工芸品、山中和紙ですが、これまで制作を一番頑張っておりました柏木さんがお亡くなりになったということで、次に息子さんが跡を継いでやっています。ただ、周りの助けてくれる人たちも高齢化してきたということで、非常にこの山中和紙の生産自体がかなり厳しい。そして、売っていくにも売る時間もないといった大変な状況になっております。これらの伝統工芸を今後につないでいくために、何とか売る部分であったり作る部分のサポートといった形で協力隊を導入できないかということで今回検討したものでございます。候補者につきましては既に相談がある方もいらっしゃいますので、何とかそういう方にぜひ手を挙げていただきたいなというふうに考えております。

○委員（森要）

ぜひそのようになるとありがたいと思います。

その下の（5）の山之村につきましても、移住コンシェルジュとの連携によって移住拡大を図る。これもその背景と候補者についてはあるのかどうか。把握している段階で結構です。

## □総合政策課長（田中義也）

こちらも把握している限りでお答えさせていただきますが、まず山之村地域につきましては山之村小中学校の子供たちが大変頑張っている様子で、その地域の将来をすごく心配しているところなどで活動をされております。その中で、山之村地域に今後少なくなっていくであろう人口をカバーするような移住者を少しでも呼び込みたいという声も届いておりますので、そういった声にお応えできる形で、この地域おこし協力隊の方に子供たちのいろいろな話を聞いていただいて、移住者を呼び込むような施策に取り組みればと考えております。

また、山之村牧場が中心となりますけど、今後春からは新たなキャンプ場の指定管理者も入ってきますので、そういった方たちと協力をして山之村地域を盛り上げていただけるということを期待して地域おこし協力隊を導入するものです。ただ、こちらにつきましてはまだ候補者というか、これといった方はございませんので、公募の中でいい方がいらっしゃれば選んでいきたいと考えております。

## ●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

## ○委員（高原邦子）

事業別説明資料の6ページ、平和な社会への貢献というものがあるんですね。最終的には飛騨市平和都市宣言の策定を目標にされているのかなと思ったりもしたんですけど、今ウクライナとロシアとの関係で市民の平和への気持ちというものは、前とは全然違ってものすごく強いです。

「戦争や核兵器の悲惨さや平和の尊さを学ぶ機会を提供します。」と。これは長崎市だからいいんですけど、核兵器だけではないんです。生物化学兵器もあって。そういうことで、平和が大切だということを訴えていくことはいいんですが、では今のままでいいのかという考え方もあるわけですよ。国なんかは防衛費を増やすとか増やさないということもあって、飛騨市の平和都市宣言をすればそれが平和な社会への貢献になるという、ここをどういうふうにつなげて考えればいいのか分からないので、ちょっと説明していただきたいなと思います。

## □企画部長（森田雄一郎）

この事業を始めたときは、私自身も平和都市宣言なるものを宣言するというところが目的かなとちらっと思ったりもしたんですけど、実は既に第1回目の検討会議もやらせていただきましたけれども、つくるまでではなくて、つくってからのことがとてもとても大切で、今回この検討会議の中には大学の先生にもお入りいただいております、その先生からも「これはつくってその宣言をいかに活用するのか、活用し続けるのかというところが一番大切なことだ。」と言われております。

今戦争のこととか、侵攻のこととかおっしゃっていただきましたけれども、今多くの市民の方にこの検討会議にお入りいただいております、その方々にも実際平和の状態というのは一体どういう状態なんだろうとか、あなたにとって平和って一体何なのだろうとか、いろいろな投げかけをいただきながらみんなでいろいろな意見を出しながら検討を進めているところでございます。これから小学生ですとか中学生、高校生とか、そういった若年層の方々にもいろいろな意見を聞いて、この飛騨市ならではの宣言というものをつくっていきなさいなというふうを考えております。

社会への貢献といったところですけども、冒頭に申し上げました、この宣言をつくって、そ

の後この平和という状態をどうやって維持していくとか、そういったことの取り組みを続ける中でこの飛騨市が平和を希求する社会とか、そういう形成に向かっていくというような、ちょっと抽象的な言い方で恐縮でございますけれども、そういったことに資するような事業展開になっていけばいいかなというふうに考えております。

○委員（高原邦子）

これはちょっと難しいと思います。いろいろな考え方があります。さっき言った防衛に対しての考え方、市民の中にもいろいろな考え方の方がいらっしゃるんで、片方だけの考え方を押しつけるというのは避けるべきだと思うし、もちろん誰もが平和を望んでいるんですけど、宣言をしたらその後とおっしゃったけど、どういう活動をしてくつもりなんですか。飛騨市は財源が不足しているわけですよ。国も入って考えていけないといけないところに、目標とか、こういうためにということも明らかにできないようなことに対して、そして飛騨市を二分するような形になっていくことをあえてするのはちょっと今は早いのかなという気もしますし何とも言えないんですけど、大学の先生が、大学の先生がおっしゃるんですけど、大学の先生だけではなくて国の方々、お役人の方々、いろいろな方々の話は聞くべきだと思います。難しいなと思いつつ見えていたんですけど、偏ったことでは駄目なような気がするんで、平和都市宣言の後どうされるか、その辺どのように考えているのか道筋をお願いします。

△市長（都竹淳也）

これをやりますとかあれをやりますとかってもちろんあるんですけど、平和って気持ちの問題ですから、いろいろなことをやっていけばいいんだというふうに思うんですね。なので、ある時は今みたいに長崎市の被爆者の人の話を聞いてみようということがあってもいいし、ある時は国際的な中でいろいろな紛争があることについて勉強してみようということがあってもいいし、そこはこれからの歩みの中でいろいろな人が考える中でいろいろな取り組みをしていけばいいというふうに思います。

それから平和都市宣言が市民を二分するという事は全く思っていないんで、そういうものではないというふうに思いますし、平和を希求するという事自体が日本国憲法の理念、考えでもあるわけでありまして、今の日本国はその礎の上に成り立っているということですから、平和ということを目指すことが何か二分するという事になるとは思っておりませんし、今後の取り組みというのは毎年の中で考えていけばいいけれども、今申し上げたようにその時々の方々の意見でこれをやってみようということをどんどん取り組んでいけばいいのではないかと思います。また、大きな予算を要するものでもないというふうにも思っております。

○委員（籠山恵美子）

私個人的なことですけども、毎年夏休みの間に平和行進というものをやるんです。そんなに大勢ではないですけども古川町、神岡町の教会の牧師、それからお寺の住職たちが中心になって声をかけ合った人たちで行進をするんです。もう1つ、公民館や図書館を借りて原爆の写真展というものをやるんですよ。そこに必ずアンケート用紙を置いておくんですけども、夏休みだからよそから来る人もいます。それから帰省してきた孫とおばあちゃんもいるみたいなことがあって、見た後の感想、アンケートがいっぱいそこに投函されるんです。私はそれを見て子供たちが考えていくんだなと。子供たちはちゃんと考えているなということをいつも実感するんです。

だから行政がこれやりましょう、平和都市宣言したんだからあれやりましょうというのは駄目で、やっぱり子供たちから醸成していく、そういうものを見たり聞いたり、飛騨市という町そのものが平和を求めるんだな、平和を宣言する町なんだな、僕たちの町はそういう町なんだなって実感しただけで随分違うと思うんですよね。そこからいろいろな発想が生まれてくると思うので、私は子供の感性とかそういうものを信じて、行政はルールだけ大事に守ってやりながら、あとは子供たちに大いに考えてもらうという教育こそ飛騨市に頑張ってもらいたいと思うので、これからじゃあ何をするんだ、垂れ幕を下げるのか、高山市みたいに鐘をつくるのかという判断ではないと思うんですけれども、市長がこれだけはやりたいみたいなものがあったらお聞かせ願いたいと思います。

△市長（都竹淳也）

全くおっしゃるとおりで一番は子供だと思っています。なので「平和なまち絵画コンテスト」もそうですし、「長崎青少年ピースフォーラム」に出てもらうのもそうです。学校教育という中もちろんあるんでしょうけれども、子供たちに考えてもらいたいということを一番強く思っていますし、市としてこういう取り組みすることで今みたいなコンテストが生まれてきたり、考える会が生まれてきたりいろいろなことができる。それが道筋をつけるということだと思うので、一番やりたいことは何かと言うと、子供に平和を考えてもらうということを一番やりたいというふうに思います。どうしても大人になると凝り固まってくるので、子供のピュアな感性の中で平和の大切さを考えてもらうことが飛騨市の将来にとって一番の財産になるのではないかなというふうに考えております。

○委員（高原邦子）

ということは、これは子供のための平和都市宣言というふうに捉えてよろしいですね。

△市長（都竹淳也）

子供のためということでは考えていないです。あくまでも市民全体ということですが、ただ取り組みとしてどこを中心にやっていきたいかというところで、やっぱり子供は中心にしていきたいということを申し上げたということでもあります。

○委員（佐藤克成）

企画部総合政策課ふるさと応援係で地域活性化人材育成支援事業がありまして、こちらは飛騨市が設けている奨学金支援制度の中の一部なんですけれども、制度内容としまして大正大学または岐阜大学の市が指定する学科に在籍し、大学卒業後3年以内に飛騨市に転入し、市内就職しようとする学生への支援制度なんですけれども、今の指定大学が岐阜大学と大正大学の2校で限られておりますけれども、市内就職の意向をもって就学を後押しするという制度であれば、もう少し入口を広げて土木ですとか農業ですとか法律、そういった分野を学ぶ学生についてももう少し門戸を広げたらいかかなと思うのですが、どうでしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

この制度はおっしゃっていただいたようにある特定の大学、現時点では連携をしているような大学に特定をしております。目的というのは最終的に当地に戻ってきていただいてここで活躍していただける人材ということでございますので、門戸を広げることは全然問題はないというふうに考えております。我々もお付き合いいただく大学だとかが広いわけでもございませんので、

そういったところからこの大学とこういった形で連携ができるなというような判断ができれば、そこはぜひやっていきたいというふうに考えております。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。再開を14時ちょうどといたします。

（ 休憩 午後1時50分 再開 午後2時00分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第45号 令和6年度飛騨市一般会計予算

【市民福祉部所管】

●委員長（前川文博）

議案第45号、令和6年度飛騨市一般会計予算について、市民福祉部所管の歳入・歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

市民福祉部です。よろしくお願ひいたします。一般会計のほうは事業別説明資料でご説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

主に新規事業についてご説明申し上げます。事業別説明資料の4ページをお願ひいたします。先進的な発達等支援モデルの検証（飛騨市支援ラボ）です。財源につきましてはふるさと納税を活用させていただきます。中ほど事業背景・目的でございます。令和3年度からスタートした飛騨市地域生活安心支援センター「ふらっと」で様々な支援を行っていく中で、スキルのある専門家との連携により、相談者やその人を取り巻く環境における課題を適切に見立て、その人たちの幸せな人生への道を見つけて歩み出す支援なども見られるようになってまいりました。全国でも先進的な専門家や有識者による新しい支援の研究・検証・開発に対し、本市がその実践フィールドとなって後押しする飛騨市支援ラボの仕組みを立ち上げ、効果的な支援を市民に提供しながら全国の支援現場に対しても発信し、普及・定着できるような新しい支援モデルの確立を目指します。

具体的な事業といたしましては、まず1点目、地域生活安心支援センター「ふらっと+」における支援ラボ基礎研究体制の整備であります。障害福祉分野では医療と福祉の役割をそれぞれが理解できる場を設けるなど、医療と福祉の連携を強化し、その隙間を埋める取り組みの必要性が

見えてきたことから「医福連携コーディネーター活動」による連携コーディネートのもとで実践的な研修を試行的に行い、その活動の在り方について検証してまいります。次ページをお願いいたします。2点目です。思春期健診の自治体単位での試行実施・検証です。厚生労働省の研究班の中で、実施手法を練り上げられていた思春期時の健診について、令和6年度から「ヒダ×10代ケンシン」として3年間を目安に本市をフィールドとして試行実施いたします。3点目です。専門相談からセルフメンテナンスへの円滑なつなぎです。生きづらさを持たれる方の困りごとの専門相談において、「V i n e l a n d - II」という検査の導入や適応行動特性の客観的な評価も活用して、それぞれがよい状態でせるためのセルフメンテナンス方法を分かりやすく提案し、自己実施しながら習慣化していけるよう支援するなど、助言から実践までをトータルサポートするとともに、実践しやすい地域の場合、資源づくりへとつなげてまいります。4点目です。インフォーマル資源の積極的な活用です。セルフメンテナンスに有益な地域資源の利用を調整し、実際にお試し利用してもらい日常的な生活につなげていくため、利用料金等の一部負担や就労準備訓練事業所への委託など一連のサポートを行います。5点目です。「基本の触覚」を育てるワークショップの開催と支援者の養成です。親子参加型の基本の触覚ワークショップを年10回開催し、適切な時期のスキンシップの重要性を伝え、専門家が感覚機能の育成をサポートすることで子供たちの発達を促進します。加えて、身体調和プログラムとして、市内の支援者が専門家の指導を受け、将来的に様々な場面で適切な支援が受けられる体制を整備したいと思います。次ページをお願いいたします。6点目は、読み書き困難児におけるICT機器の活用支援です。7点目が、ふらっとまちなか相談環境の整備です。役所内の相談室という敷居を下げ、街なかの居心地のよい場所をお借りし、何気ない生活の一場面として対応ができる緩やかな相談環境を広げてまいります。8点目は、「飛騨市w e l l - b e i n g (ウエルビーイング) フォーラム」における実践発表、これにつきましては令和6年度も引き続き実施してまいりたいと思っております。

7ページ、神岡地区における療育支援連携コーディネーターの設置です。事業概要をご覧ください。神岡地区の子供・子育て現場においてふらっと本部と同様の機能を担う療育関連機関連携コーディネーターを本格的に配置いたします。併せて同一建物で市が運営する「神岡ことばの教室」と市社会福祉協議会が運営する「なかよしキッズ」の深い連携のもと、発達支援に限らず不登校などの様々な課題にも対応できる神岡地区の子供支援の拠点的役割を果たせるよう連携のあり方等を検討してまいります。

9ページ、障がいのカバーにつながる有用機器の導入支援です。事業概要をご覧ください。国・県等の現行制度の対象とならない機器であっても、その人にとって日常生活の質の向上につながる有益な機器である場合は、個別にその有用性を判断して市独自の補助対象に指定し、購入費の一部を支援します。補助率は購入費用の3分の2以内、対象用具につきましては記載のとおりです。

10ページ、障がい者等就労支援における作業機器等の導入促進です。事業概要をご覧ください。就労支援事業所における利用者の作業効率の向上、成果品の品質確保・向上、受託業務の拡大などを促進するため、これらの目的に資する作業機等の導入に対して下記のとおり補助金を創設いたします。

11ページ、働きづらさのある人の就労環境の整備です。障害やひきこもりなどの働きづらさを

抱える人たちにとって、従来型の雇用形態であるフルタイムで複数の業務に従事することは適していない場合があり、その人の特性や能力に合わせて最適化した業務スタイルで働ける仕事にマッチングする支援が重要です。「ふらっとジャストフィット就労」と掲げ、まずは市内協力企業及び市役所内において、実際の業務分解と仕事の切り出しを試行的に実施し、その可能性の検証や普及に向けた課題整理に着手したいと思います。

12ページ、希少な障がい福祉サービスの安定運営に向けた支援です。障害福祉サービスの一種である生活介護は、中度から重度の障害を持つ方の入浴、排せつ、食事提供などの生活援助を行う重要なサービス支援です。生活介護に特有の運営課題である利用者の当日キャンセルに対する補填を行うことで、希少な障害福祉事業所における持続可能なサービス提供体制を支援したいと思います。

15ページ、社会参加へのステップアップに向けた身だしなみの支援です。内容といたしましては事業概要をご覧くださいまして、1点目が就労準備支援事業における身だしなみ支援の追加実施、2点目が社会参加に向けた身支度支援金の支給であります。

17ページをお願いいたします。成年後見制度に係る本人申立手続きの支援です。事業概要をご覧ください。成年後見中核機関として「飛騨市成年後見支援センター」を運営する市社会福祉協議会と連携し、従来のセンター機能に加えて、本人申し立て支援・代理申し立てを行える体制を新たに整備したいと思います。

19ページ、将来を見据えたデイサービスのあるべき姿の検討です。今後、様々な趣味やライフスタイルに慣れ親しんだ現在の50歳から60歳代の方々がサービス利用者層に移行していくことを踏まえ、これからの時代にマッチした新たなデイサービスの在り方を検討し、高齢者がより健康で充実した生活を送ることができる環境整備に取り組みます。

20ページ、医療・介護現場のイメージ改革の推進です。医療・介護は市民生活にとって欠くことのできない存在でありながら、患者やその家族側から医療・介護従事者に対する感謝の思いを伝える機会はあまり多くありません。そこで、医療・介護と市民の双方向からの発信の機会を設けることで、共感を広め、従事者の誇りやモチベーションの向上を図ります。内容といたしましては、1点目、クリエイター視点の導入による現場からの新たな発信です。2点目は、医療・介護従事者に対する感謝月間の創設です。毎年11月を医療・介護従事者に対する感謝月間と位置づけ、市民から募集したメッセージを現場に届けるとともに、啓発グッズを製作、掲出し、市を挙げて感謝の気持ちの輪を広げます。

22ページ、ICTを活用した見守り機器購入費等の支援です。事業概要をご覧ください。市内に居住する一人暮らし高齢者や離れて生活をしている家族が、見守りながらいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、ICTを活用した見守り機器の購入費用等の一部を助成します。

次ページをお願いいたします。割石温泉の業務効率化と生きがいつくり機能の充実です。施設管理業務やレクリエーション事業を包括的に外部委託することで、民間事業者の人材や専門的経験を生かした市民サービスの向上と業務の最適化を図りながら、割石温泉が今後も安定的に継続していくための運営体制を構築していきます。併せて券売機の導入も図りたいと思います。

24ページ、古川地区における体験型多職種連携研修会の開催です。地域包括ケアの推進において医療と介護の連携は重要な要素であることから、古川地区における各事業者の専門職を対象と

して、訪問介護、訪問看護、訪問診療、デイサービス、地域の通いの場など様々なシーンにおいて、自分の専門職以外の仕事を体験する「ごちゃまぜ研修」を開催いたします。

25ページ、遠隔地におけるオンライン診療の実証です。令和5年度に神岡町山之村地区、茂住地区の住民を対象にニーズ調査を実施したところ、7割の方がオンライン診療を知っており、その多くが導入に肯定的であることや、6割の方が通院にかかる時間に負担を感じ自宅での診療を望んでいることが分かりました。この結果を踏まえまして、市の実情に合ったオンライン診療の在り方を検証するため、まずは神岡町山之村地区において実証実験を行い、令和7年度からの本格運用を目指したいと思います。

26ページ、医療・介護・福祉人材確保のための支援です。令和6年度は子育て世代の働きやすい職場環境づくり、運転手人材の獲得、外国人介護人材の定着促進に力点を置きつつ、引き続き重層的な人材確保対策を推進したいと思います。特色のあるもの5点挙げております。まず1点目です。子育て世代における介護職への就労の促進です。2点目、子の看護や介護にかかる有給休暇の促進です。3点目、送迎ドライバー確保のためのインセンティブです。4点目、外国人介護人材の定着促進です。5点目、既存の補助制度の対象資格の拡大です。

35ページ、医療・介護・福祉機関等の体制整備に対する支援です。事業背景・目的の中ほどです。広大な面積を有する市内では、送迎にかかる事業所の負担がネックとなり、希少かつ重要なサービスが隅々まで行き届かないという現状があります。このため、希少なサービス等における送迎車両の購入に対する支援を新たに追加し、どの地域に住んでいても平等にサービスを利用できる体制を整えることで、地域包括ケアシステムの持続的な発展を目指します。

次ページをお願いいたします。歯科衛生士と連携した在宅介護における口腔ケアの推進です。事業背景・目的の中ほどです。地域の歯科衛生士がケアマネージャーや訪問看護師の要請に基づいて高齢者宅を同行訪問し、専門的な視点による評価や適切なアドバイスを行える市独自の仕組みを導入することで、早期の専門的対応へとつなげ、地域包括ケアのさらなる充実を図ります。

次ページをお願いいたします。市独自の子育て応援クーポンの交付です。こちらのほうもふるさと納税を充当させていただきます。子育てに伴う経済的な負担を軽減することで、子供たちがより多くのモノ・コトと接しながら自らの可能性を広げていくことができるよう、子育て関連商品・サービスに利用できる市独自の電子クーポンを市内在住の1歳から18歳までの子供を持つ保護者に対し交付したいと思います。クーポンの金額につきましては、子供1人当たり5,000円分を予定しております。

38ページ、コープぎふとの連携した出生祝い品のプレゼントです。こちらのほうもふるさと納税を充当させていただきます。事業背景の中ほどです。生活協同組合コープぎふでは、1歳未満の子供を持つ希望者を対象に育児に役立つ商品等の詰め合わせを無料で宅配するサービス「ハピハピボックス」を展開しており、新たなコープぎふとの連携事業として、より充実した赤ちゃん向けグッズ等を市からのお祝いとしてプレゼントする取り組みを開始したいと思います。

次ページをお願いいたします。神岡地区での公私連携保育所型認定こども園の開設準備です。こちらのほうの財源は合併基金を充当させていただきたいと思います。事業背景・目的の中ほどです。園児数の減少により令和8年4月に新設合併による新しい施設として公私連携保育所型認定こども園を設置する方針を令和5年度に決定をいたしました。運営主体は双葉保育園を運営す

る社会福祉法人双葉福祉会とし、園舎は現在の双葉保育園を活用いたします。園児数の減少や多様化する保育ニーズに対応しながら、神岡地区における子ども・子育て支援の中核的な機能を維持し、効率的かつ効果的な運営を目指したいと思います。内容といたしましては、新設合併に伴う園舎の修繕等に対する支援、それから合併後の旭保育園園舎の利活用方針の検討をしたいと思っております。

40ページ、公立保育園における第三者評価の試行導入です。事業背景・目的の中ほどです。公正・中立な第三者による福祉サービスの質の評価を宮城保育園をモデル園として試験的に導入することで、客観的な視点から保育園運営の振り返りを行い、具体的な改善点を見だし、よりよい保育サービスの提供を図ってまいります。

41ページ、宮川保育園の移転整備です。宮川小学校校舎への併設となります。こちらの財源につきましては、合併基金とふるさと納税を充当させていただいております。事業背景・目的の中ほどです。平成2年に建築された園舎の老朽化が進行し、大規模な修繕が必要な時期を迎えていることから、園舎機能を宮川小学校の校舎内に移転・併設することで、市有施設のスリム化による維持管理費用の削減を図るとともに、飛騨市学園構想の重要な取り組みと位置づける保小連携をより一層推進し、さらには地域との連携・協力を通して子供たちのすこやかな成長と自立を育みます。令和7年4月より新園舎による認可外保育施設として開設したいと思っております。以上、簡単ですが説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。繰り返しますが、質疑は簡潔明瞭に分かりやすくしていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

事業別説明資料の22ページ、見守り機器の件ですが、新しい機器を購入する場合に2万円補助とあるんですが、たしか前は無償で貸し出していたと思うんです。今回2分の1、上限2万円ということは1台幾らぐらいするものですか。

□地域包括ケア課高齢支援係長（竹林久緒）

今回あげさせてもらっているICTの見守り機器の購入の補助は、個人の方でこういった見守り機器がほしいと言われた場合に、その購入費用の補助を上限2万円ですべてもらうものでありまして、これまで実施している緊急通報装置の貸与は引き続き行う予定であります。緊急通報装置のほうも、これまで固定電話回線がないと機器の設置が無理だったんですけども、来年度は携帯電話の回線で設置ができる機器も加えて利用者の方が選択できるような内容に拡充する予定です。

○委員（上ヶ吹豊孝）

上限2万円ですけど、恐らく今新しいシステムを入れれば家族だとか遠隔地に通報されると思うんですけど、高齢者の方、特に年金生活の方は金額が高いと2分の1の補助ではよいものであっても購入されないという心配があるんですが、その辺はどうなのでしょう。

□地域包括ケア課高齢支援係長（竹林久緒）

今回上限2万円にさせてもらっているんですけども、令和4年度に見守りシステムの実証実験を6機種ほどさせてもらっております。金額的に6機種実証実験を行ったんですけども、月額

2,000円ほどのものから2万円ほどのものまで機種によって金額は様々ですが、上限2万円です。足りる機器機種も幾つかありますので、とりあえず2万円を開始させていただけたらと思います。

○委員（井端浩二）

ICTを利用したシステム6機種とありますが、今、月額が2,000円から2万円ぐらいという話でしたが、6機種の中にはセンサーを利用するものもあると思うのですが、カメラ等もあるんですか。6機種、どんなものがあるか教えてください。

□地域包括ケア課高齢支援係長（竹林久緒）

1つ目は、人感センサーで検知したデータを家族がウェブ上で見れるようなもの。2つ目は、スマートスピーカー、これは日本郵便と連携してなんですけども、ビデオ通話みたいなもので遠方に住む家族とコミュニケーションが取れるというもの。3つ目は、「eお薬カレンダーかれん」というもので、こちらは普通のお薬カレンダーにそういった機能がついていて、お薬を抜いたりすると家族がアプリでお薬を飲んでいるというのを確認できるというもの。4つ目、「BOCCO memo LTEモデル」というもので、こちらはおしゃべりロボットです。おしゃべりロボットを通じて遠方に住む家族とコミュニケーションが取れるというもの。5つ目、「クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン」というもので、こちらはヤマト運輸株式会社が出しているものですが、電球にSIMが内蔵されていて、例えばトイレの電球をその電球に交換して取りつけておくと、24時間利用しない場合その通知が家族に行って本人の安否確認を行えるというもの。最後に6つ目が、先ほどもお話したんですけど、今までの緊急通報装置のLTE版ということで、固定電話の回線がなくても利用できる緊急通報装置のもの。この6機種を令和4年度に検証いたしました。

○委員（井端浩二）

市としては6機種の中で選んでもらえばいいと思うんですが、おすすめの機種はあるんですか。今後いろいろな部分でよくなっていくと思うんですが、市の考えがあったら教えてください。

□地域包括ケア課高齢支援係長（竹林久緒）

検証結果ですけども、利用者本人、家族、様々なニーズがありまして、本人としたら家族とコミュニケーションを取れるような機能が喜ばれていたり、家族の方ですといちいち本人に電話で安否確認しなくても人感センサーで検知したデータで安否が確認できるという、そういった手軽なものを望まれていたりしまして、6機種それぞれいいところがあるんですけども求められるニーズが違うということで、市が何か見守り機器をリースなりで貸与するというのではなくて、利用者本人、家族が望まれる機器に対して購入費の補助をするというふうで今回制度をあげさせてもらっております。

○委員（住田清美）

事業別説明資料の4ページ、先進的な発達等支援モデルの検証（飛騨市支援ラボ）ということで、ふるさと納税を財源としてありますが、多額の1億円近い事業費になっておりますが、この中で令和3年度から地域生活安心支援センター「ふらっと」が開設しておりますが、このふらっとは生きづらさを抱える方の相談でしょうけど、お話できる範囲で、どのような生きづらさを抱えている方が相談にいらっしゃるのか。また、利用者数的なもの、ひと月か1年間か分かりませ

んけど何人ぐらいここを利用されているのかお願いします。

□地域生活安心支援センター長兼基幹相談支援係長（青木陽子）

ふらっとですが、新規の相談で年間に約500件近い相談があります。新規で一度で終わるということは大抵ありませんので、1件につき2回、3回というふうになってまいりますと、その2倍、3倍という相談の量になっているかと思えます。生きづらさを抱える方の多くが発達的な特性や個性をお持ちの方が多いので、そういうメタ認知といいますか、どんな道が自分に合っているかなということと一緒に模索していくような相談になることが多いかと思えます。発達支援センターからの拡充でありましたので、児童や幼児の発達相談も多かったものですから、大体ここ数年で児童と成人の相談が半々くらいの数になっております。

○委員（住田清美）

数字を聞いて想像していたより多くの方が相談されているんだな、それだけ相談しやすい体制も整っているのかなということをおもいましたが、ここに相談して皆さんで何回か面談をなさってしっかり自立して歩いていけるようになる方というのはどれくらいいらっしゃいますか。

□地域生活安心支援センター長兼基幹相談支援係長（青木陽子）

割合とかそういうことになりますとちょっと難しいのですが、自分のことが分かって新しい人生に向かって歩いていけるようになったというケースに向けて、③のセルフメンテナンスへの円滑なつなぎというところで相談体制を拡充していきたいなと思っているんですが、飛騨市におきましては、例えば就労に結びつかない方や継続できない方の中の多くが知的理解や作業遂行能力によるものではなくて、朝起きれないとか、自分のことがなかなか自立できないとか、お母さんとの共依存があるとか、自分の生活能力をどの程度今適応しているのかということ測ったものを見ながら整えていったりすることも導入していこうかというふうに試行錯誤をしております。

○委員（森要）

事業別説明資料の6ページ、まちなか相談で10万円というのがあって、街なかの居心地のよい場所を借りて相談環境を広げていくということですが、この10万円というのはどういう使途か教えてください。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

今想定しているのは「Edo New School」とか「SATOYAMA STAY」とか、そのままお金を払うと使わせていただけたらそのまますべてお支払いをしていこうと思っておりますし、森委員の味処古川じゃないですけど、ああいう飲食店でも結構その方々が出てくること自体が社会接点への一歩になるものですから、日常の皆さんと同じように飲食店でお話ができるという環境をつくることそのものもあるという中では、飲食店も利用したい思いがあって、この辺りは「いくるば・ひだ」という就労準備訓練をやっている事業者に相談場所のコーディネートを委託するという手法が取れないかなということを考えておまして、飲食店も試行検証的に使ってみながら、お支払いの仕方も検証しながら取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○委員（森要）

その10万円というのは、個人の方への補助なのか会社への補助なのかを聞かせてください。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

市から直接会場を貸してくださるところへ支払うものと、あとコーディネートをしていただいてそこへ委託料として払うということで、本人への補助とかではなく、あくまで市が場所を借りたりつくったりしたというような仕立てで支出をしていくと想定しております。

○委員（野村勝憲）

ふらっとの関連ですけども、現在想定されているのは神岡町と古川町の2か所ですか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

相談場所ということでよろしかったでしょうか。（野村委員「はい。」と呼ぶ）これは特にどこということではなく、市内全体でいいところがあればそういうところをどんどん使っていきたいなという思いでございます。

●委員長（前川文博）

関連でほかの方はいいですか。

（「なし」との声あり）

○委員（中田利昭）

2点お聞きしたいです。事業別説明資料の37ページと38ページ、子育てにお金がかかると言っていて、こういうクーポンとか出生祝い品のプレゼントは大変ありがたい政策だと思うんですけども、果たしてここ30年ほど経済成長してない中で、本当に子育てにかかるお金が異常に高くなっているのか、そういうことは市で把握していらっしゃいますか。

●委員長（前川文博）

答弁を求めます。

□子育て応援課長（今村安志）

飛騨市のほうではコロナ禍で物価高の検証をした経緯がございます。その中で、電気料であったりいろいろなものが値上がりしていたということで、一律に何%ではないですけどもそういったことがあります。今回この子育て応援クーポンというところでは、そういった物価高というところにもらんだ支援策ということで捉えていただければと思っております。

○委員（中田利昭）

物価高でもありますし、相対的に子育てにけるお金も減っているのかなとは思いますが。

2点目、こういうクーポンなりお祝い品は引き続きやっていただきたいと思うんですけども、それと同時に、今いい言葉が思いつきませんが、例えば子育てがかっこいいだとかそういう親の意識改革をしていかないと、子育てにコストがかかるので子供を産みたくないというようなマインドになっていくのは非常によろしくないのではないかなと思うんですけども、その辺はどのように考えておられるでしょうか。

□子育て応援課長（今村安志）

当然、子育て応援課単独ではございません。出生する前から、また、生まれた後というような、一緒になってやっていくわけでございますけども、生まれる前については当然ながら家族の協力というところが必要になっております。お母さんが産むだけではなくて、お父さんにもお母さんのつらさであったりこういったところが大変だよというような支援をお父さんにもしてもらおうというようなこともありますし、保育園に入る前については子育て支援センターで子育て支援に

対する学習、いらっしゃる方はお母さんが多いんですけども、お父さんにもそういった支援策を提供させていただきますし、保育園になったら保育園でそういった子育て支援。そういったところを重層的に行っているというふうに考えております。

○委員（住田清美）

今、中田委員が質問の中でできれば子育て応援クーポン、出生祝い品は長く続けていただきたいという話があったので確認をさせていただきますが、この制度は令和6年度だけの事業でしょうか。これから恒久的に続く事業でしょうか。

□子育て応援課長（今村安志）

私どものほうとしては、今後も引き続きというふうに思っております。ただし、財源についてはふるさと納税を原資にしております。当然ながらふるさと納税が今後衰退とか激減するような場合になるとこの先分かりませんが、ある程度継続した考えでいきたいというふうに考えております。

○委員（森要）

同じく37ページです。クーポンのことですが、今いろいろありましたが、目的の中に「モノ・コトと接しながら自らの可能性を広げていくことができるよう、子育て関連商品・サービス」ということが書いてあるのですが、自らの可能性を広げていくというのはどういうことなのでしょうか。

□子育て応援課長（今村安志）

ただ物を買うというものだけではなくて、体験であったりそういったことに対しても活用できないかということで、幅広に子供たちが成長するにあたって市内で体験も含めたいろいろなことができないかというところも入っております。

○委員（澤史朗）

まずクーポンのほうですけれども、保護者の方に対してクーポンを交付するということですが「店舗限定で使用できる電子クーポン」とありますが、店舗限定はできるのでしょうか。

□子育て応援課長（今村安志）

現在こちらの子育て応援クーポンについては、さるぼぼコインを活用する方向で向かっております。ということで、さるぼぼクーポンが使える場所が幅広に使えるということで、一部お洒落か売っていないというところは省くんですけども、子供も活用できるようなところについては幅広に店舗を使っただけのようにというふうに思っております。

○委員（澤史朗）

通常のさるぼぼコインですと加盟店であればどこでも使えますよね。それがさるぼぼコインのもとで制限がかけられるのでしょうか。最下段の米印のところに書いてありますけれども、これが機能上できるのかということですけども。

□子育て応援課長（今村安志）

これについては市と飛騨信用組合とで協定みたいなことをさせていただきながら、うちのほうでスナックみたいところはあらかじめ省きますよというふうにさせていただきます。なおかつ、今度は店舗がこういった事業あるんだけど、子育てクーポンが使えるようにしますかということは店舗と飛騨信用組合と改めて協定とかを結ぶというふうになっているようですので、そこに対

して市は使えますというステッカーを付けさせていただきながら、この店は子育て応援クーポンが使えますというような表示をするようにさせていただきます。

△市長（都竹淳也）

ちょっと補足しますが、技術的にはできるんです。今ふるさと納税の現地型とかこういうものの応用ができてきているのは、そういうシステム改修がされてできるようになったので、それを使うとこういうことです。

○委員（森要）

子育て応援クーポンをやるという方向はいいのですが、答弁の中で子供が体験できるということですけど、ほとんど支払いは親がやって、例えばご飯と一緒に食べに行ってもよかったとか、理髪店や入浴施設とかはあるのですが、子供に体験させるというところがよく分からないのですが。

△市長（都竹淳也）

あまり厳密に考えていただかなくて結構なので、これが目的ということではありませんから。ただ、実はこの子育て応援クーポンの議論をしているときに、子育て応援課は最初体験型のメニューだけに使いたいという案だったのですが、政策協議で議論をしていくときにそれだとメニューがあまりにも少な過ぎて支援にならないのではないかと。経済的な負担の軽減というところも多いので幅広く取ってもいいのではないかと。例えばやっていく中で飲み食いばかりに集中してしまったということならまた変えていけばいいので、とりあえず幅広にスタートしてみようよということで議論が進んできたという経緯があります。恐らく最初の思いが文字の中に残っているので、あまりここにこだわらず広く、むしろ事業概要のほうで捉えていただければありがたいかなというふうに思います。

○委員（井端浩二）

今のさるぼぼコインの確認ですが、利用対象店舗は限定をできるということですが、地域については限定をされる予定ですか。その辺を確認させてください。

□子育て応援課長（今村安志）

飛騨市内というところで限定をさせていただきます。

●委員長（前川文博）

これに関連した方はいらっしゃいますか。

（「なし」との声あり）

○委員（野村勝憲）

宮川保育園の整備についてですけども、度々宮川保育園は園児がいなくて休園してましたよね。来年度は園児が予定されているようですけども何名の園児が入園されるんですか。

□子育て応援課長（今村安志）

令和6年については、未満児3名ということで進んでおります。

○委員（野村勝憲）

その後は読みもありますけども、令和7年度から令和9年度、2名、3名で推移するというような理解でよろしいでしょうか。

## □子育て応援課長補佐兼保育園係長（清水浩美）

委員おっしゃられるとおり、3年、4年ぐらいいは園児数があるような状態です。出生された方がいらっしゃるので続くような状態になっております。

## ○委員（小笠原美保子）

事業別説明資料の21ページですけども、認知症との共生社会の推進のところである認知症の対策があるのですが、③の拡充、認知症サポーターの養成のところ、今までにもかなり大勢の方がサポーターになっていらっしゃると思うんですが、これは私も含めてですけども「飛騨市認知症キャラバンメイト」みたいにもっとお役に立ちたいと思う方も大勢いらっしゃると思うのですが、そちらに対しての支援とかはありますか。

## □地域包括ケア課長（佐藤博文）

小笠原委員ご指摘のとおり認知症サポーターは大体2,000人ぐらいい市内におられます。まず認知症の地域の理解というところ、見守りが特にできるようなところを目的にやっております、その中でも認知症サポーター養成講座を開催していただくような、これは主に市内の介護事業者のメインとなっている方と、市の包括支援センターの者だけなんですけど、30名くらいで草の根運動といいますか、広める方がいらっしゃいます。もちろん今後それらの方ももっと広げるために各事業所にもこんなような人はいないかということで声かけをさせていただきながら、そういった方を広めることも今後検討してやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

事業別説明資料の28ページ、一番下の外国人介護人材の就職準備ということで卒業後1年半以内に就職された方が対象ですが、この縛りは何かあるのでしょうか。

## □地域包括ケア課長（佐藤博文）

卒業後、こちらにすぐ帰ってこなくて、協定しているのはサンビレッジ国際医療福祉専門学校なんですけど、その近くでしばらく働きながらもう少しスキルアップしたいとか、そういったところでスキルアップしてからこちらに帰ってきていただくというような、そこら辺も柔軟に対応したいというところがありまして1年半という期間を設けているというふうにご理解いただければと思います。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

サンビレッジ国際医療福祉専門学校を卒業されて、1年半ぐらいい研修されてスキルアップした人が対象という意味ですか。

## □地域包括ケア課長（佐藤博文）

スキルアップされた方もオッケーですし、すぐにこちらへ戻って就職された方も大丈夫というふうにご考えていただければと思います。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

1年半という縛りは何かあるんですか。

## □市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

サンビレッジ国際医療福祉専門学校は社会福祉法人新生会という特別養護老人ホームとかグループホームとか、かなりいろいろな介護施設とかサービスをやっている法人でして、学校を出

て多くの方がその法人へ就職されるんです。結構先進的な現場をやっておられるものですから、学校だけではなくてそのまま同じ法人の新生会の中で働きながら、さらに実践のスキルを得て、それから飛騨市へ来るといいうのも認めていきたいなというのがあって、これがないと新生会でもう少し研さん積みたいという方がいきなり来なければいけない。受け入れる側も、スキルは当然得ているのですが、より実践的な方のほうが現場も助かるものですから1年半という現場経験ができる期間を設けたようなスキームになっているということです。

○委員（上ヶ吹豊孝）

それと、その下に40万円の就職準備金とあるのですが、これはサンビレッジ国際医療福祉専門学校卒業生の方が対象だと思うのですが、日本人の方でたんぼぼ苑なりに就職した場合にこういったお金はないと思うのですが、外国人の方には40万円当たる。日本人に対してはページの前のほうには10万円とか20万円の支援もありますけど、日本人の職員の理解というのとは得られているんですか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

神岡町の神東会というところを例にして話しますと、どうしても神岡の地域の中で日本人の方を確保するのが難しいということで、あくまでも外部の参入というところでこのぐらいやっぱりやらないとなかなか。今特にサンビレッジ国際医療福祉専門学校も結構留学生がいるんですけど、どこの法人もほしいものですから、今非常にそこを求めてサンビレッジ国際医療福祉専門学校にうちの法人もほしいんだということで競争になってきているところがあります。そういったところも含めてこのぐら大きな準備金を準備しないとなかなかその競争にも勝てないといったところでございます。

委員おっしゃった日本人の方との差別化という部分では確かに金額が大きいというところもありますけど、そのぐら外国人の方の獲得競争というものが激化しておりますので、そこはご理解いただければというところでございます。

○委員（上ヶ吹豊孝）

確かに全国的に介護職員の方が少ないということで取り合いの意味合いではまずは金額かなと思うんですけど、でも根本的には外国人の方の生活環境だとかを考えないと、やはりお金だけではなかなか今後も来ていただけないということもあると思うので、そういったことで外国人の方のヒアリングというのとはできているんですか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

昨年ヒアリングを重点的に行いまして、普段の生活で一番何が困っているかという、買い物、外に出れないというところでございます。今回予算化した中で免許の取得という部分に光を当てまして、そこの支援というところも考えておりますし、昨年の予算では家族帯同の方の就労制限に対応するために家賃の補助も手厚くしているところがありますのでよろしくお願ひします。

○委員（澤史朗）

事業別説明資料の23ページ、割石温泉の件ですけれども、いろいろ苦慮された結果がこうなったのかなというふうにして読み取っておりますけれども、券売機も導入されるということで新たにそうなるのかなというふうに感じておりますが、包括的に外部委託するというふうで、これは委託というふうにしてあがっていますけれども、指定管理という方法はなかったのでしょうか。

## □地域包括ケア課長（佐藤博文）

割石温泉は昭和54年の建物でして、非常に老朽化が著しくて修繕等も非常に多くかかっており、そのような状況です。大規模な改修を行わないとなかなか指定管理を受け手という部分ではなかなか難しいものですから、まずその前に包括的な業務の委託というところからスタートして、将来的にそういった可能性も模索していきたいといったところがございます。

## ○委員（澤史朗）

部分的な業務委託というのはあるかと思うんですけど、施設全体を包括的に委託するわけですよ。修繕とかは直営施設であっても指定管理施設であっても同じように、設置者は市でありますから市の負担になろうかと思うんですけども、今のお話を聞くと老朽化していて指定管理には出せないからとりあえずはこの形でというふうな、これから大規模修正をしない限りはこの形が続くのかなと思いますけれども、何かちょっと違和感があるんですよ。包括的業務委託という。今までそういった施設というのは指定管理施設、ただ老朽化だけという判断でよろしいでしょうか。もう1回確認をさせてください。

## □地域包括ケア課長（佐藤博文）

包括的と言いましても、お願いする業務としては窓口のお客様の受け答えの業務と、あとは使用料の取り扱い、レクリエーション、浴槽周り。浴槽の清掃というのは株式会社神岡衛生社とか専門業者をお願いをしますので、簡単な清掃とか消耗品の発注というようなところです。

市内のそういった委託を受けてくれそうなどころにいろいろお話をする中で、この部分でしたら何とか受けていただけるというところを協議の中で洗って、今私が言ったような業務を包括的という表現が適切なかはあれですけど、委託できるのかなというところで、洗い出した結果の委託業務のパッケージという感じになります。指定管理となりますと、建物の修繕でここが傷んでいるよというところの確認もそうなんですけど、そういったところも含めていろいろお願いしなければならない業務が増えるものですから、そこら辺の業務の洗い出しを受けてくれそうな事業者と検証した結果、このような委託業務になったというふうにご理解いただければと思います。

## ○委員（澤史朗）

事情は理解いたします。今この割石温泉が対象になってはいますがけれども、先ほど総務部の中でも施設の整理という話が出てきましたけれども、現在指定管理を行っている施設でこの部分ではできるけどもこっちはちょっとできないのと言った場合に、指定管理ではなくてこういった包括的な業務委託ができるという可能性も出てくるんでしょうけども、ここは市民福祉部なので割石温泉だけの話にいたしますけれども、ここだけの話ではなくてほかにも影響をしかねないということが考えられますけれども、その点はどうでしょうか。

## △市長（都竹淳也）

影響しかねないと思っております。元来、指定管理という制度はあまりいい制度ではないということは前も何回か申し上げたことがあると思うんですけど、誤解を招くんですよ。あれを受けると補助をもらってうけているようなことをおっしゃる方が市民の方でおられて、市の部分を受けてもらっているのに優遇的な立場でもうけているんだと思われている方がいて、そういう誤解を招くのが指定管理だと思われているものですから。私は本来は委託が正しいんだらうと思っ

てきているんです。

ただ、包括的にやるのがうまくいかないという中で、指定管理をやむなく取ってきたんですけど、今回割石温泉をこういう形で委託中心でやってみるということは、責任関係を明確にしながら業務の運営をやっていただくという1つのモデルになるかもしれないという気持ちは持っております。なので、うまくいけばほかに影響を及ぼしかねないとか及ぼしてくれればいいと思っております。できれば本当にそうになっていってくれるといいなという思いはあるので、今回やってみていろいろ検証しながらほかの施設にどういうふうに適用していけるかということとは考えていきたいというふうに思います。

○委員（森要）

その意味はよく分かります。例えば包括的委託をやったときに、収入は市に入って委託される職員の管理費とか従業員が何人かというのは委託料で払う。収入は市へ入るのか、それともその収入も委託先に入るのか。指定管理でも全然そういうのがなくて自分の収入でやりなさいとかいろいろあるんですが、今のこの場合はどのようになっているんですか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

今回の割石温泉についての収入は市に入ります。特に入湯税の関連がありますので、その入湯税も含めて市のほうでその収入は管理するということになります。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

一般質問でやった飛騨市の乳幼児医療助成制度のことですけど、とにかく自覚を持たせるという中学生、高校生、償還払いというのはそういう自覚、それから社会性も身につけてほしいということだったと思います。

改めてお母さん方、何人かに聞いてみました。9月にやったアンケートの回答の中に名前と住所つきでいろいろ書いてくださる方がいらっしゃったので、そこにお電話をして聞いてみましたら、高校生でもお医者さんにかかるとき、インフルエンザとかコロナで家で寝ているとき、それから学校の部活動や何かでけがをして骨折したとか捻挫したというときは親が呼ばれる。家で寝ていたら親が仕事を遅れて、あるいは休んででも親が車でお医者さんまで連れて行く。お医者さんにかかったら親が窓口でお金を払うというんですよ。子供は払わないというんですよ。それはしつけとか教育ではなくて、子供が具合が悪いときに子供にわざわざお金を払わせないですよ。親が窓口で払うと。だから、高校生に自覚を持たせるために窓口でお金を払うというなら、そういう教育は別でやってくださいと言っていますよ。それよりも、同じように窓口で無料にしていたら本当に助かるということでした。

改めてもう1つ、特に高山市の医療機関の窓口で勘違いしている方がいるそうで、高山市は去年の4月から窓口無料になりましたけど、「飛騨市はないよ。」という言い方をしてしまうので、飛騨市は18歳までは医療費無料じゃないんだと言われたということになって、払ってきて、その後は市役所に届け出をしないんですよ。そういうお母さんたちが周りにいるということです。

だから1つお願いしたいのは、やっぱり行政としても令和2年度にスタートしたときに、飛騨市はこういう乳幼児医療費助成制度、本当は18歳までなんですから子供医療助成制度に変えても

raitai desu kedo ne. sore wa huanpai desu kedo mo, sore wa koukou kou desu tte mou ichido nen o oshite takayama no iyaokan ni kichin to chuusho o suru koto. sore kara, kono ma no tawabi de wa koukou seini sou iu koto o chuusho suru iu koto de shita kedo mo, iyaokan ni mo kaete chyan to chuusho suru. hikarimachi no kodotachi mo iyaoka de wa huanpai kedo mo, huanpai na no de nazu ato kara shiyakusho e ikitte shuinjite heshite mo rattetokudaisai yo iu you na koto made chyan to shoumei o shite mo rai you chuusho suru. kore ga totte mo daijida to omou ndesu. soko wa ikaga desu ka.

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

委員おっしゃるとおり、今のところは中学3年生になる子供たちに対しての周知にとどまっておりますけれども、各医療機関についても周知を徹底していけるよう検討していきたいと思ます。

○委員（籠山恵美子）

その上で全員窓口無料にしてくださいよというのがお母さんたちの願いですが、それに答える気はないですか。

△市長（都竹淳也）

今のところないです。先ほど申し上げたように、かかるときには親が払ってもらってもいいんです。ただ、償還払いで申請に行くときには、できれば市役所に来て申請をやってもらいたいなと思うんです。今18歳の高校3年生は成人ですから、医者に行けなくて連れていってもらったとしても、お金がどういふふうになっているかは知ってもらわべきだと思し、そもそも全国的に子供の医療費の無償化って現物払いでずっとやってきていまして全国そうやってしまいました。決していいことだといふふうには思っていないで、そのために子供は無料だと思込んでしまっている。誰かが負担しているということを知らないので結局コンビニ受診ということを引き起こしているという側面もあって、便利ならいいというものではないといふふうにおもうんです。

ただ、中学までは変えるつもりないです。ただ、高校生くらいになったら自分のかかった医療費が税金から出ているということは知ってもらわなければならないし、別に窓口で自分で払ってくれと言っているわけではないんですから。償還払いのところだけでも、少なくとも本人が行かなくてもそうだということを知って家族の中で話す機会ができるだけでも大きなことではないかと思うので、これについては私自身も親御さん何人にも聞くんです。何とか払わずにできないものですかとご要望をいただくのですが、その都度「私自身は変えるつもりありません。」とはっきり申し上げておりますので、そこはそういう考え方で向かっていきたいといふふうにおもうんです。

○委員（籠山恵美子）

その意識づけを行政側で実際に子供たちの心に響くように、届くように、何かそういうお手紙は出しているんですか。窓口はこうこうこうですよというお知らせは4月にやると言っていたけど、申請はできるだけ高校生本人がやってくださいといふような飛騨市の方針は、ちゃんと子供たちに届くような文書を出しているんですか。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

委員ご指摘のお話ですけれども、中学校を卒業されたご家庭に送付させていただいたリーフレットの中に、はっきりと高校生ご本人に市役所での手続き等をしていただきたいということも明記させていただいておりますのでよろしくお願いたします。

## ○委員（森要）

事業別説明資料の9ページと10ページ、障がいのカバーにつながる有用機器の導入支援ということで、これは3分の2の補助があります。これは多くの方がいてそういうふうになっているのか伺います。9ページは3分の2の補助、10ページを見ていきますと4分の3の補助で上限が50万円、これは事業所への補助だと思いますので要望先は決まっているのか。

補助率の4分の3とか3分の2という基準は、どんなふうにして決めているのかを伺います。

## □市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

まず有用機器の新たな制度でございますが、昨今本当にいろいろなものが開発されております。ICTのみならず国でも障害の方がいろいろな機器を使う補助が制度的にあるんですけども、機器の開発が日進月歩たくさんいろいろなものがあるので、障害というのはオーダーメイドといいますか、それぞれの方の障害をカバーできるものをそれぞれが見つけて少しでもQOLを上げた生活をしていただくということが重要だというような思いがあります。

ここでいきなり大きく風呂敷を広げてしまうとなかなか財源的にも苦しくなるということもありますので、とりあえず3分の2支援という形の中で、これは申し出によって市で認めたものに補助させていただくというふうにしております。2分の1とか補助率を下げたということもあるのですが、新しいものに何とか向かっていただこうという気持ちを持とうと思うと通常の補助率は2分の1からスタートするわけですけども、もう少しインセンティブを上げたいということで3分の2にさせていただいています。

また、10ページの障害者の就労支援施設A型・B型事業所に対する支援ですけども、就労の企業からいろいろな仕事をいただいて何とか障害者の方がそこで訓練できるということがあって、企業とお話をしますと発注はするんだけどある程度の質も担保されていてほしいとか、ある程度固まったものを受注していただけないと発注しづらいということがあって、事業者のほうでは効率的に作業が進められる機械があるともっと質のいいものがたくさんつくれるんだとか、同じように障害でいろいろな特性を持った方がいろいろな作業に参加できるんだということをおっしゃっていたものですから、ここについては聞き取りをしまして、それぞれの事業者がこういうものがあると本当はこういうふうにもっとよくなるんですといったものを見ながら、最初の導入期ですのでここについては現状で上限というか数量的なものも見えておりますので50万円という上限の中で、ある程度インセンティブとして大きくつけさせていただいているということで4分の3の支援というふうにしております。

## ○委員（中田利昭）

事業別説明資料の15ページ、16ページでお聞きしたいんですけども、要は、これはひきこもりや社会参加が苦手な方に対する支援というふうに見てよろしいのか。私よく聞かれるんですけど、30歳前の独身の方でも結構いるんですね。私の聞いた話は女性と出会うのが苦手とか、ちゃんと仕事はしているんですけど会社と家の往復のみという方が結構いるらしいんです。そういう方たちにもちょっと支援を。私は身だしなみは大事だと思うんです。やっぱりだらしない格好ではもてないしということなんです。したがって、これはひきこもりとか社会参加できない方のみの支援ということではよろしいでしょうか。

## □市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

委員おっしゃるとおり、伴走的にいろいろな支援をされている方の中でいよいよ就労の面接に行こうとか、出会いの場に行けそうといったときに、身だしなみをご自身で整えていただこうと思うとなかなかうまくいかないというケースがあって、ちょっと背中を押してあげたいと。低所得者だから出そうというわけではないんですけど、伴走支援者がこうやって市の支援もあるからちゃんとして今度向かって一歩踏み出そうよという場面が現実には年間2件、3件、そこで詰まってしまうケースがあるものですから、予算も僅かではあるんですけども、背中を押せる、かゆいところに手の届くような施策を新たに組ませていただいたという趣旨でございます。

## ○委員（籠山恵美子）

和光園のことですけれども、和光園はもともと養護老人ホームです。今でも養護老人ホームですけど、実際中身は特別養護老人ホームみたいになっていますよね。養護老人ホームに値する利用者というのは4階に10人いるかないかぐらいになっていて、食事の質が落ちて本当においしくないというような苦情も前にお伝えしましたが、あそこの調理を委託している会社は、吉城山ゆり園と同じ会社ですか。

## □地域包括ケア課高齢支援係長（竹林久緒）

和光園の調理は、施設に調理師がいますので施設の調理員が調理を行っています。以前、調理員が不足していたときには委託でやっていたんですけども、その委託の業者は把握をしておりません。

## ○委員（籠山恵美子）

施設で作っているならなおさらですけど、市としてはこういう福祉施設には物価高騰対策の交付金で補助をしていますよね。

## □地域包括ケア課介護保険係長（星野歩）

物価高騰支援金につきましては、和光園は光熱費のほうを令和4年度、令和5年度とさせていただきます。

## ○委員（籠山恵美子）

学校みたいに食材の高騰には全く充てていないということですね。

## □地域包括ケア課介護保険係長（星野歩）

養護老人ホームにつきましては、高齢者施設ということで岐阜県のほうの食材費の補助が充たっていたかと思えます。

## ○委員（籠山恵美子）

私は何を言いたいかというと、食事の質を上げてくださいということです。まず最優先で。利用者の方にスマホで撮ったものを見せてもらいましたよ。タンパク質なんか全然ないですよ。お年寄りに大事なタンパク質と言われているのに、朝食のおかずはちょっとした煮と、ちょっとした梅干し1個と、あともう1つで、ちょっちょっちょっついているだけです。それにほんのちょっとの味噌汁。ぜひ市長をはじめ新たに副市長になれる藤井市民福祉部長にもぜひ見ていただきたいですよ。なんか人間が食べる食事ではないのではないかと感じてしまうほどですよ。

前に新聞報道で問題になっていましたけど、請負っているところが食費を中抜きして食材が

100円だなんて言って問題になった施設があるじゃないですか。そんなことしているなんて思わないですよ。証拠も何もないんですから。だけど、そういうことをしちやってるのではないのこれというほどの食事の内容ですよ。介護度の重い方はヘルパーさんが碎いてやっているのであれでしょうけれども、まだまだ自力で生活できる養護老人ホームの利用者にしてみたら辛いですよね。自分たちで調理させてくださいと言ったって、それは危ないから駄目って言うんだし、この辺りは本当に人間らしい生活ができる和光園にしてもらうために改善してもらえませんか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

施設には栄養士が入って献立メニューを作っておりますので、適正なカロリーというか栄養を考えてメニューを作られていると思っておりますが、私も実際に自分の目で見たことはまだ一度もございませんので、また見に行きたいなということは思っています。

○委員（佐藤克成）

事業別説明資料の9ページ、障がいのカバーにつながる有用機器の導入支援ということがあります。すばらしい事業だなと思いますし、ニーズがあればどんどん事業費を拡大させていただきたいなと思うんですけれども、対象用具の例にタブレット端末とあります。タブレット端末は非常に汎用性のある機器で普及しているものでございますので、障害者支援、この事業目的を遂げるために個別に有用性を判断して補助対象にするかどうかということ言われているんですけれども、個別に有用性を判断するという判断基準、使用目的を担保するようなものはしっかりと考えられているのでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

これは基準を引いていない、個別にその方の生活とか機器の有用性をお聞きして、市のほうで補助対象にするかどうかを判断していくという思いでございます。そういった意味では非常に珍しい制度といいますか、基準を設けずにその時々で判断をしていくということで、半分試行的な取り組みでもございます。なので予算の上限の中で出てきたものについて精査をしていきたいと思っておりますが、ただ、先ほども申しましたように可能性のあるものがたくさんございまして、特に視覚・聴覚の障害をお持ちの方の場合はタブレットは本当にいろいろな場面で活躍しているというのを見ておりますので、できればモデル的に使っていただいた方の話をしっかり検証しながら、メニューとして既定のものにあげていくみたいなやり方ができていくといいなというふうに思っております。

○委員（佐藤克成）

障害者手帳を持っていれば誰でも申請をして受けられるというものではないと思うんですけれども、そこはお持ちの障害の状況と導入したい機器の関連性というところをちゃんと見ていかれるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

それぞれの方の障害の程度と暮らしの在り方というんですかね、本当にオーダーメイドでありまして、その方々の使いたい場面に非常に有用であるということを感じていく。それが分かったところに対して支援をしていきたいなという思いです。

1点、障害をお持ちの皆さん、支援者もそうなんですけど、自分で自分を支援してくれる人を探すとか、障害をカバーできるものを自分で見つけていくとか、制度というものはあるんですけ

ども、より自分らしく生きるために自分から何かを求めていくみたいなどころを目指していききたいなと思ってしまして、そういった気持ちで十分にお話をしながら決めていききたいなというふうに思います。

□障がい福祉課係長（籠戸重明）

今の件で補足ですが、委員言われるようにより効果的な機器を有用に使うようにするために、視能訓練士ですとか作業療法士、手話通訳士等のアドバイスをいただきながら、こういった方の同意をいただいて支援をするように制度設計をしております。

○委員（澤史朗）

事業別説明資料の38ページ、出生祝い品のプレゼントです。これ約2万円というふうになっていきますけれども、この金額というのはどのように決められたのでしょうか。

□子育て応援課長（今村安志）

具体的に積み上げということではないんですけども、市内の母親であったり、保健師とかと話をする中でこういったものがあるといいよねというものの積み上げでもって2万円というようなことをしております。

○委員（澤史朗）

近隣ではなくてという話でしたけれども、私が聞く限りは近隣では5万円相当というふうで、なんか中途半端じゃないのかなという感じがする。この中身を見ても本当に新生児の親御さんがこれを必要とするのかしないのかというのが、私はいないので分からないんですけども、時代の流れとともに必需品というものが変わってくると思います。ですから、これは令和6年度だけではなくて今後も続くというふうな計画だと思いますけれども、2万円で90人分を予算計上してありますけれども、だんだん数は減っていくのかなというふうで、本当に様々な調査をされてこういう結果になったとは思いますが、市内協賛事業所の商品や商品引換券とあります。いわゆる新生児に関連するものかとは思いますが、内部だけではなくて外部というか、実際の親御さんにご相談というか聞き取りをされたのか確認をさせてください。

□子育て応援課子育て政策係長（中垣浩太郎）

市内の親御さんに確認を取られたかという質問ですが、当初は2万円という金額はなく、おむつを数袋提供するというのが始まりでありまして、その中から現在2万円という金額に上がったんですが、何分初めての事業になりますので今後実際にプレゼントした中で親御さんの意見を調整して、今後も中身を改修しながらやっていきたいなと考えております。

○委員（澤史朗）

もう1つ、これは令和6年度の新事業ですから令和6年4月1日以降の出生ということでしょうか。

□子育て応援課子育て政策係長（中垣浩太郎）

こちらの事業につきましては、4月1日以降に出生の赤ちゃんを対象としております。

○委員（籠山恵美子）

介護職員のことです。一般質問でもやりましたが、この概要を見ても何とか人手不足を解消したいというのが本当によく分かります。これだけいろいろな制度、奨励金や補助金や、そういうものをつくって組み立てて用意して、それで人を呼び込もうとしているけれども人手不足

なんですよ。

私思ったんですけど、特に福祉の専門学校、あるいは福祉の大学に行った子供たちが大学3年生、専門学校だったら2年生ぐらいのときに就職先を考えたときに、愛知県とか神奈川県、東京都辺りで探すと給料がこの飛騨とは全然違いますよね。私聞きましたら多分10万円ぐらい違いましたよ。

昨年、長男なので都会から戻られた方の話を聞いたら、飛騨市のこういう奨励金はお世話になって本当にありがたかったけれども月々の給料が本当に低いということでしたよね。仕事が仕事ですからよく分かりますよ。もっと給料上げていいと私もすごく思いますよ。だけど国から出る報酬によって基準はある程度決められてくるのでなかなか難しいと思いますけど、例えば本当に財源がないということなら、ふるさと納税で改めてカテゴリーをつくって、枠を作って、介護職員が足りていませんと。だから皆さんぜひ飛騨市にご寄附くださいというような、文言は分かりませんがそうやって率直に訴えて、ふるさと納税で日本一の猫を保護する飛騨市とやったように、本当に人手が足りなくて困っている飛騨市を助けてくださいと訴えて、とにかくお金が続く限り介護職員のお給料ベースアップができるような財源づくりに、とにかくお金だと思いうんすよね。これだけいろいろな補助制度を用意してくださっているのに――。

●委員長（前川文博）

質問の趣旨は、その予算を確保できるかどうかということによろしいですか。（籠山委員「予算を確保して、介護職員を増やしてくださいということです。いかがでしょうか。」と呼ぶ）

△市長（都竹淳也）

たしかに特定目的をつくって、そこに入った寄附を給付するということはあると思うんですけど、多分こういう目的だとこのくらい寄附が集まるだろうなという大体のイメージといいますか、感覚があるんですけど、10億円とかという金額には恐らくならないんですよ。保護猫の活動も全国的に圧倒的にお金が集まる分野ですからああいう集まり方をするんですけど、恐らくどんなに頑張っても年間4,000万円から5,000万円と感じじゃないか。つまり使える金額が2分の1ですから、2,000万円から2,500万円、3000万円ぐらいじゃないかという感じなんですよ。それをずっと将来続けていければいいですが、こういうものって大体その目的だと年々下がってくるんですよ。そういうふうにと考えると恒久財源にはできないなというふうに思うんです。

そうすると、直接給付に充てるよりも仕組みとかいろいろな支援制度に充てていったほうが全体としては効果があるのではないかとこのように思っております。子供の関係というのは、実はすごく寄附が入るんですよ。さっきも特定目的と書いたのはドリームプロジェクトといって子供の関係のものは非常にお金が入りやすいので、そういうものは割と潤沢に充てられるんですが、その辺りの感覚もあるものですから、恒久的に確保できるかということと入る金額の問題で、特定目的というよりもむしろいろいろな制度とか仕組みとか枠組みとかのほう、これだけメニューが揃えているのも福祉関係のところにお金をいただいているものですからそこを活用させていただいたんですけど、そっこのほうが効果的だと判断をして、こういったスタイルにしておるとこのこととさせていただきます。

○委員（籠山恵美子）

ふるさと納税は資料によると可能額やら何とかやら、それから保留額かそういうものがありま

すよね。全部使い切らずに取っておくやつですよ。今、市長がおっしゃった2分の1の残りですかね。要するに将来のために取っておくものがありますよね。ああいうのはとりあえず目的別にいただいたものでも、それこそさっきの話、一般財源化じゃないですけども1つにまとめて一番必要とされる、足りないところに割合を変えるみたいなことはできないんですか。

△市長（都竹淳也）

前期のときに飛騨市寄附金の取扱いに関する条例というものをつくっているんですね。これは、そのために入った寄附はそのために使わないといけないという条例をつくっています。それは何でつくったかという、今全国的にふるさと納税のいろいろな批判がある中で、ある目的で寄附を募って、その目的のために使うという流れがふるさと納税という仕組みを守っていくときの大事な考え方だという議論がたくさんあって、そういったことも踏まえてそれを世の中に飛騨市はいろいろな目的にしっかり充てますよということを標榜して寄附を増やしていくという方針を取ってきたものですから、その分、きちんと寄附された方が能動的にチェックを入れてくれた目的のために使うということを保証するために条例をつくったということなんです。条例があるからほかのことには使えませんよということを、いわば約束をしていただいているものですから、確かに全体の金額から見ると留保額はそれなりにありますので、それをどこか別のことにという気持ちは分からないでもないですし、どうしても予算を編成する段階にはそう思わないこともないんですけど、ただ、それは市として約束をしてスタートしているということがあるので、今回の福祉、子育て支援、生きづらさ等々の部分のものをそれに充てるという考え方を取っているということなんです。

ただ、今まで一番上に地域振興とか観光まちづくりと並んでいるんですけど、一番上のものが入りやすいのではないかとこの仮説があって、一番年末がふるさと納税のシーズンなので去年入れ替えて福祉とかを上に見てみたんですけど、やっぱり下の地域振興とかに入るんです。ですから皆さんちゃんと選んでいらっしゃるし、さっきの保護猫なんかはずっと下にあるんですけど、スクロールをしないと見えないほどでも入るので、寄附する方はちゃんと選んでおられるということは肝に銘じておかなければいけないなというふうに思います。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。再開を15時40分といたします。

（ 休憩 午後3時35分 再開 午後3時40分 ）

## ◆再開

## ●委員長（前川文博）

休憩を解き、会議を再開いたします。

## ◆議案第46号 令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計予算

## ●委員長（前川文博）

次に、議案第46号、令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計予算を議題とします。説明を求めます。

## □市民福祉部長（藤井弘史）

引き続きよろしく申し上げます。予算書のほうで説明させていただきます。議案第46号、令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出をそれぞれ25億4,960万円、直営診療施設勘定の歳入歳出をそれぞれ1億9,460万円と定めるものです。

歳出予算の流用につきましては、第2条のとおりでございます。

まず事業勘定につきましては、県全体の納付金基礎算定額におきまして約2.4万人の減少が見込まれ、保険給付額も約65.9億円の減少見込みとなります。被保険者数が減ってきていることから後期高齢者支援金等分での保険給付費も約5.6億円の減少、介護納付金分も約2.9億円の減少見込みです。当市における納付金につきましては、納付金制度が導入された時点からありました加入者負担金の激変緩和措置というものが令和5年度で終了となりました。そのため約5.9億円、昨年より約1,300万円の増となる見込みでございます。1人当たりの納付金額も年間で約1万円増加いたします。令和6年度の保険料につきましては、財政調整基金の繰り入れを行うことによりまして1人当たり10万4,000円程度の見込みと思っております。

それでは8ページをお願いいたします。歳入です。01国民健康保険料。被保険者数は4,027人で算定をしております。令和5年度は4,235人です。4,027人？なお本年度より退職者医療制度が廃止となりますので、科目名称を1つに以後修正させていただいております。

10ページをお願いいたします。上段、05繰入金の01一般会計繰入金でございます。法定外繰入のルールに沿って繰り入れるものでございまして、法定外繰入につきましてはございません。

それから中ほどの財政調整基金繰入金でございます。こちらにつきましては保険料引き上げの激変緩和を目的として繰り入れをさせていただきます。基金の残高といたしましては、令和5年度末基金残高見込みが2億6,500万円です。令和6年度繰り入れが6,700万円、積立金が100万円。令和6年度末の基金残高といたしましては1億9,900万円となる見込みでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。歳出、02保険給付費でございます。近年の診療費を参考として推計し計上させていただいております。

18ページをお願いいたします。上段、03国民健康保険事業費納付金でございます。こちらにつきましては、県全体の算出基礎額によりそれぞれ算出し計上させていただいております。

次ページをお願いいたします。上段、04保健事業費です。保健事業費につきましては、主に保険料を財源として賄わせていただいております。

それから下段の02特定健診・保健指導事業費です。こちらでは詳細健診を実施することにより

まして、疾病リスクの早期発見と重症化予防に取り組んでおります。

次に、直営診療施設勘定についてご説明をいたします。37ページをお願いいたします。直営診療施設勘定の歳入でございます。01診療収入につきましては、それぞれの診療施設での診療見込みにより積算をかけております。

40ページをお願いいたします。上段、01事業勘定繰入金です。僻地診療所の運営費に対する県からの特別調整交付金分を計上させていただいております。

43ページをお願いいたします。直営診療施設勘定の歳出でございます。例年ベースで予算計上をさせていただいております。その中でも下段、14工事請負費がございます。こちらのほうは宮川診療所の床暖房用のボイラー取り替え工事ということで、平成15年3月に設置したもので20年経過しております。交換部品の供給もないということから今回取り替えをさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第47号 令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算

●委員長（前川文博）

次に、議案第47号、令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

こちらも予算書をお願いいたします。議案第47号、令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出をそれぞれ4億9,640万円と定めるものです。後期高齢者医療につきましては、75歳以上の方が加入する保険医療制度で保険料は県の広域連合で決定をいたします。この特別会計につきましては保険料を納めていただいて、この会計から広域連合へ納めます。また、被保険者の保険事業を実施するという会計でございます。令和6年度の予算編成では、被保険者数を5,668人と見込んで予算計上させていただきました。ちなみに令和5年度は5,535人でしたので、133人の増ということになっております。

では、5ページをお願いいたします。歳入。01保険料につきましては、広域連合からの指示額を計上させていただいております。

それから、下段の繰入金の一般会計繰入金につきましても広域連合からの指示額となっております。

次ページをお願いいたします。最下段、05諸収入の「○」これは廃目という意味なんですけども、保健事業費受託事業収入、本年度はゼロ円ということになっております。こちらにつきましては、令和6年度から広域連合からの受託事業収入を財源に実施する保健事業につきまして、一

般会計予算のほうに移行したため皆減とさせていただいております。

次ページをお願いいたします。7ページ、歳出です。下段、02後期高齢者医療広域連合納付金でございます。納めていただいた保険料を広域連合へ負担金として納めるものでございます。また、広域連合の事務費負担金、事業費負担金につきましても一般会計からの繰入金で広域連合へ納めるものでございます。簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（住田清美）

保健事業が廃目になったということですが、今まですこやか健診がここで行われていたと思うんですが、その健診はどこへ行ってしまったんですか。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

一般会計のほうですこやか健診を同じような形で実施をさせていただきます。今までと全く同じ形でやらせていただきますのでお願いいたします。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

関連ですけど、今の事業は予算共々一般会計でやるということですよ。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

お見込みのとおりです。

○委員（籠山恵美子）

市長にちょっと伺いたいと思うんですけれども、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の議員ですよ。国民健康保険もそうですけど県の一本化になったり、県での広域連合議会でいろいろやられるようになって、実際には飛騨市の中身もこうやって予算書とか資料を見れば多少数字や活字でわかりますけれども、実際になかなか分かりにくくなってしまいますよね。ですから、市長が広域連合議会に出られて岐阜県全体がどうなっているのか。飛騨市が来年度辺りに75歳以上の高齢者がピークになるんですよ。こういう状態の中で、今保健事業が予算とともに一般会計で措置するという事になればその分こっちの負担が減るわけですからわずかな額でも何よりだと思いますけど、この高齢者医療制度の実情というか市長の皆さんは県の会議でどんな話題にして、どんな話をしているのか聞かせていただけませんか。

△市長（都竹淳也）

この後期高齢者医療の議会というのは面白い仕組みになっていて、発言をするのに発言通告があるんですね。質疑そのものも発言通告があるのでほとんど発言通告がなくて、連合長の提案でそのまま可決されるというのが大半なんです。ただ、逆に言うと質問のしようがないという感じになっていて、そこが今委員がおっしゃるように、市だとしてこういった議論になるんですけど、本当に県全体の仕組みになってしまっているんで、総枠としていかに医療費を抑えるかという話の中で、連合長、副連合長の会議というものがあって、私は前期まで副連合長だったのでそのときは健診とか、そうしたことでいかに健康づくりをして全体の医療費を下げていくかというようなことは割と議論しているんですけど、議会そのものはほとんど議論がないというのが実態

なんです。

そういうことを考えると、確かに市町村で議論したほうが議論が深まることは多分間違いないというふうに思います。大局的になってくればなってくるほど個別の話からだんだん離れていくということはあるというのは事実ですね。ただ、先ほど申し上げたように何もなしに何も議論せずに進んでいるわけでは決してなくて、きちっとどうやって全体の医療費総額を抑えていくのかということは割と連合長、副連合長の会議の中ではしっかり議論をしているものですから、そのところは結構この各市で反映されてきているかなというふうに思います。

○委員（籠山恵美子）

例えば、せめて県の基金はこれだけあるので保険料を上げなくても大丈夫ですねとか、基金こんな額でどうしますかとか、そういう話題にも到底なりようがないということですか。

△市長（都竹淳也）

もちろんそういった議論もあるんですけども、もっと大枠の話で動いているものですから。国からの税の補填の部分はかなり大きくありますので、そういったところで全体をカバーしていくということになっていて、飛騨市の国民健康保険のように基金で何とか上昇幅を抑えてみたい議論にはなかなかないというのは実情です。

○委員（籠山恵美子）

最後にします。そうしますと、市議会で議論をするというのは分からなくなってきてしまっていて、何を大事に議論したらいいのかということですね。結局、保険料も県が決めるんだし、県ではそういうような通告がない発言はないんだし、そうすると私たちは市の高齢者をどうやって守って議論をしたらいいのかなというところが何かもう形が決まってしまっていて難しいですが、市長はどういう感想をお持ちですか。

△市長（都竹淳也）

やっぱり後期高齢者医療というのは本当に一番お金がかかってくる部分の会計になりますから、本当はミクロに議論ができたほうがいいんでしょうけれども、やはり国全体の動きの中で議論せざるを得なくなっているというのが今の現状ですし、もっと言うと国全体の中でどうやって税とそれぞれの保険金、掛け金ですよね。その負担をどうしていくのかというと全国で議論していかなければならないという仕組みになってしまっているということではないかなと思います。基礎自治体の我々がやっていくべきことというのは、全体の負担をどうするかということよりも医療費総額をどうやって抑えていくかということが一番大事ですし、そこができるのは基礎自治体しかないわけなので、県とか国では個別の保健指導をすとか、あるいは健診の促進をすとかはできませんので、やはり我々としてはどうやって皆さんが健康でいていただいて、医療費をどうやって抑えていくのかということに一生懸命努力することが役割なんだろうなというふうに思います。

●委員長（前川文博）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

## ◆議案第48号 令和6年度飛騨市介護保険特別会計予算

## ●委員長（前川文博）

次に、議案第48号、令和6年度飛騨市介護保険特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

## □市民福祉部長（藤井弘史）

予算書で説明させていただきます。議案第48号、令和6年度飛騨市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

保険勘定の歳入歳出をそれぞれ33億1,470万円、事業勘定の歳入歳出をそれぞれ2,200万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用につきましては、第2条のとおりです。

令和6年度は、飛騨市第9期介護保険事業計画、令和6年度から令和8年度までの3年間でございますが、最初の年度となります。介護保険料は第8期と同額で据え置きとなっておりますので、その方針で予算編成も行っております。また介護サービスにつきましては新たな参入を見込んでおらず、介護認定者数につきましては高齢者の減少に比例して減少傾向でございます。内訳に関しましては、要支援者が微増、中度・重度認定者につきましては微減の傾向でございます。

それではまず保険勘定からご説明いたします。9ページをお開きください。まず上段、歳入。01介護保険料でございます。被保険者数は令和5年度より190人減の8,800人を見込んで計上させていただきます。

次ページの3款、4款、5款につきましては、国庫それから支払基金、県支出金でございますけれども、ルール財源として歳出に対する法定負担率により計上させていただいております。

12ページをお願いいたします。上段、07繰入金。一般会計からの繰入金でございます。全てルール分での繰り入れとなっております。下段、01介護給付費準備基金繰入金でございますが、こちらは第1号保険料不足分の補填で保険給付費に充当させていただきまします。こちらの基金残高でございますが、令和5年度末見込みといたしましてはちょうど2億4,000万円の残高でございます。令和6年度繰り入れが4,584万7,000円、令和6年度積み立てが40万2,000円ということで、令和6年度末の残高見込みといたしましては1億9,455万5,000円の見込みでございます。

17ページをお願いいたします。歳出。02保険給付費の中ほどでございますけれども、要介護認定者数が減少傾向であることを踏まえまして予算計上させていただいております。

続きまして、事業勘定についてご説明をいたします。41ページをよろしくをお願いいたします。まず歳入でございますけれども、01サービス収入につきましては、事業勘定は要支援の方のプランを作成するもので、地域包括支援センターの重要な業務でございます。このサービス収入につきましてはケアプラン収入、月270件、年間では3,240件の見込みで計上させていただいております。

それから02繰入金でございます。厚生労働省の通知に基づき、令和6年度からの事業勘定の不足分につきましては一般会計からではなく保険勘定からの繰り入れに変更させていただいたところでございます。先般の条例改正でも反映させていただいております。

歳出につきましては、通常ベースの予算編成としておるところでございます。以上、簡単です

が説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆閉会

●委員長（前川文博）

以上で本日の予算特別委員会を散会といたしいたします。次回は明日、午前10時から開会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時00分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算特別委員会委員長 前川 文博